

令和4年第5回那須烏山市議会9月定例会（第1日）

令和4年9月6日（火）

開会 午前10時00分

散会 午後 4時04分

◎出席議員（16名）

1番	高木洋一	2番	福田長弘
3番	荒井浩二	4番	堀江清一
5番	興野一美	6番	青木敏久
7番	矢板清枝	8番	滝口貴史
9番	小堀道和	10番	相馬正典
11番	田島信二	12番	渋井由放
13番	沼田邦彦	14番	中山五男
15番	高田悦男	16番	平塚英教

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
副市長	熊倉精介
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	澤村誠一
総合政策課長	菊池義夫
まちづくり課長	大谷光幸
総務課長	佐藤博樹
税務課長	高濱裕子
市民課長	大谷啓夫
福祉事務所長兼健康福祉課長	皆川康代
こども課長	川俣謙一
農政課長	深澤宏志
商工観光課長	小原沢一幸
都市建設課長	佐藤光明
上下水道課長	高田勝

学校教育課長

大 鐘 智 夫

生涯学習課長

水 上 和 明

代表監査委員

瀧 田 晴 夫

◎事務局職員出席者

事務局長

菊 地 唯 一

書 記

渡 辺 睦 美

書 記

村 上 和 史

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 報告第 1号 一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出について（市長提出）
- 日程 第 4 報告第 2号 令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率について（市長提出）
- 日程 第 5 議案第11号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第 7号 那須烏山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第 8号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第 9号 那須烏山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第10号 那須烏山市子ども・子育て会議設置条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第10 議案第 1号 令和4年度那須烏山市一般会計補正予算（第3号）について（市長提出）
- 日程 第11 議案第 2号 令和4年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第12 議案第 3号 令和4年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第13 議案第 4号 令和4年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第14 議案第 5号 令和4年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第15 議案第 6号 令和4年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第16 議案第12号 那須烏山市過疎地域持続的発展計画の変更について（市長提出）

- 日程 第17 議案第13号 令和3年度那須烏山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について（市長提出）
- 日程 第18 認定第1号 令和3年度那須烏山市一般会計決算の認定について（市長提出）
- 日程 第19 認定第2号 令和3年度那須烏山市国民健康保険特別会計決算の認定について（市長提出）
- 日程 第20 認定第3号 令和3年度那須烏山市熊田診療所特別会計決算の認定について（市長提出）
- 日程 第21 認定第4号 令和3年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計決算の認定について（市長提出）
- 日程 第22 認定第5号 令和3年度那須烏山市介護保険特別会計決算の認定について（市長提出）
- 日程 第23 認定第6号 令和3年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計決算の認定について（市長提出）
- 日程 第24 認定第7号 令和3年度那須烏山市下水道事業特別会計決算の認定について（市長提出）
- 日程 第25 認定第8号 令和3年度那須烏山市水道事業会計決算の認定について（市長提出）
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（渋井由放） 皆さん、おはようございます。今年はいちご一会とちぎ国体が開催されますので、この那須烏山市はアーチェリー競技ということでございますけれども、PRのために市長、副市長、教育長、そして私のところにミニのぼり旗を掲げ、PRをさせていただいておりますので、どうぞ御理解をいただきたいと思っております。

傍聴席の皆様方には、お忙しい中、議場に足をお運びいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま出席している議員は16名全員でございます。定足数に達しておりますので、令和4年第5回那須烏山市議会9月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長、副市長、教育長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めていますので御了解願います。

次に、本日からの定例会に当たり、去る8月30日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成しましたので、御協力くださいますようお願い申し上げます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（渋井由放） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に、

7番 矢板清枝議員

8番 滝口貴史議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（渋井由放） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり、本日から9月21日までの16日間としたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から16日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の日程は、送付

してあります会期日程表により行いますので御協力を願います。

◎日程第3 報告第1号 一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出について

○議長（渋井由放） 日程第3 報告第1号 一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 報告第1号、説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人那須烏山市農業公社から提出された令和3年度経営状況説明書について報告するものであります。

農業公社は、一般財団法人として、市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想により、地域や自治体からの強い要請を踏まえ、農業の振興と農業者の経済的・社会的地位の向上に寄与することを目的に、農地の集積・集約化を図る農地利用集積円滑化事業をはじめ、農業用機械と施設の共同利用推進事業、認定農業者、営農集団及び農業生産法人の育成・支援事業など、様々な公益事業に取り組んでおります。

また、農作業の受委託事業をはじめ、病虫害防除の航空散布受託事業、飼料用稲（WCS）の供給事業を主とする収益事業は、農業公社が出資する株式会社アグリ那須烏山が行っております。

昨今の農業情勢は、農業従事者の兼業化や高齢化、後継者不足に加え、耕作放棄地の増加に伴い、ますます農業経営基盤の脆弱化や農業生産力の低下を招いております。

このような中、農業公社に寄せられる農家からの要望は多種多様であり、その責務は非常に大きいものであります。現在は、地域の担い手への農地利用の集積・集約化による農地バンク事業活用の推進、担い手の育成・確保などを担う公益法人としての農業公社と、農作業の受託事業などを担う収益法人としての株式会社アグリ那須烏山との両輪により、様々な農業の諸問題を解決するための重要な担い手として、また、地域農業の活性化を推進する組織として、農家の大きな受皿となるため、その役割を果たしているところであります。

現在の財政状況は、市補助金等を活用しながら、年々、安定的な経営に近づいているところではありますが、公益事業と収益事業の分離化による効率的・効果的な事業の展開を期待するところであります。

以上、一般社団法人那須烏山市農業公社の経営状況について報告をいたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件は報告案件であります。この際、質疑があればこれを許します。質疑はございませんか。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 農業公社については、この間の議員全員協議会で担当の方から説明を受けて、中身についてはある程度、質疑がされたかなと思うんですけども、非常に農業をめぐる情勢が、私も今度、一般質問でやりますけども、真面目に転作していても、5年間、田んぼに水を入れなければ転作とはみなさないということで、直接交付金を減らしてしまうと、こういうようなことや、あるいは米価についても、若干コシヒカリは持ち直しはしておりますが、再生産価格に対応できないというか、非常に米価が安いということで、水田の貸し借りをしている農家の皆さんが、借りても結局、採算が取れないからもう借りたくないということで、高齢化も進んでおりますし、そういう中で、本当に農業をめぐる情勢は極めて厳しい状況でございます。

そういう中で、農業公社の果たしている役割というのは非常に大きいものがあるなと思うんですが、そう言いながらも農業公社の経営についても見通しを立てなければなかなか進まないのかなと思いますので、農業を取り巻く諸情勢の中で今後、農業公社が進むべき方向、果たすべき役割と、その辺をどんなふうに行行政当局は考えていらっしゃるか、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（渋井由放） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） 農業公社の今後の役割についてでございます。

農業交渉につきましては、8月30日の議員全員協議会で事務局長、次長より詳細については御説明申し上げたところでございます。

農業公社、最も重要な事業でございます農地利用集積円滑化事業等の広域事業が一部、農地バンク事業などに合併になりますので、若干、広域事業の縮小というのはございますけども、今、平塚議員から御質問あったように、高齢化であるとか担い手不足に対する農業公社の役割というのは、まだまだこれから重要になってくるところでございます。農地の貸し借りをはじめ、様々な農家の負託に応えるべき農業公社でなくてはならないと考えてございます。

ただし一方で、農業公社とアグリ那須烏山の職員が社員と兼務していたり、農業公社の事務所のある場所であったり農機具の格納庫についても共有があったりと、運営面、経営面、人材面において様々な課題が山積してございます。これらを解決すべく、毎年、塩谷南那須農業振興事務所、農協、市、公社と、それぞれその辺の課題についての検討を図っているところではござ

いますけども、今現在、農業公社アグリ那須烏山の役割、メリット・デメリット、非常に明確に把握してございます。まずは地域農業をいかに衰退させないかということを最優先に考えまして、今後とも農業公社の在り方、さらにはアグリ那須烏山の運営の在り方、慎重に協議・検討を図ってまいりたいと思いますので、今後ともいろいろ御指導をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） そういうことございまして、様々な今後の課題があるわけですが、とりわけ高齢化に伴う離農がどんどん進んでおります。そういう中で、いわゆる貸し借りがうまくいかなくて、耕作放棄地がどんどん広がると、こういうことでは困りますので、これは農業委員会の大きな分野かなと思うんですが、さりとて行政のほうも連携をしながら、耕作放棄地がどんどん広がらないように、あるいは農業後継者というんですかね、集団でもいいんですが、団体でもいいんですが、そういうところに農地を引き継いで、農業が衰退しないように進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、報告第1号 一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出については、報告のとおりでありますので、御了解願います。

◎日程第4 報告第2号 令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（渋井由放） 日程第4 報告第2号 令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 報告第2号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和3年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率とその算定基礎事項を記載した書類について、監査委員の審査に付しましたので、その意見をつけて報告するものであります。

健全化判断比率の4つの比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率並びに将来負担比率につきましては、該当はありませんでした。

実質公債費比率につきましては6.4%で、前年度比同率であります。

資金不足比率につきましては、該当がありません。

健全化判断比率につきましては、いずれも健全団体に該当しており、私が進めております厳しい財政状況の立て直しの取組成果が着実に表れていると考えております。しかしながら、コロナ禍における経済対策、原油・物価高騰対策や、後年度において取り組むべき施設の集約化や整備事業に多大な財源が必要なことから、決して楽観視することなく、さらなる行財政改革に取り組み、引き続き健全な財政運営を図ってまいりたい所存であります。

以上、令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率について御報告いたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。本件も報告案件でありますけれども、この際、質疑があればこれを許します。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） この報告は毎年、監査委員さんの意見を付して報告されているところなのですが、この数値も重要なのですが、それ以外に私は2点ほど参考のためにお伺いしたいと思います。それは、令和3年度の本市の経常収支比率、それと自主財源比率、これは何%になったかについてお伺いいたします。

以上です。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 御質問いただいた件でございますが、まず、経常収支比率でございます。令和3年度、83.8%でございます。参考までに、行財政報告書38ページに財政分析指標を掲載しておりますので、御覧いただければと思います。

次に、自主財源比率でございます。29.3%になります。前年引いて2%減ということで、これも参考までに、決算書一番後ろに、402ページに、自主財源と依存財源の率をそれぞれ掲載させていただきましたので、御覧いただければと思います。

以上です。

○議長（渋井由放） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 課長、私も決算書を見ましたから、今の数値については、質問をした後、見て分かったわけなんですけど、一応質問ということで出しておいたものですから、質問させてもらったわけです。

了解いたしました。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、報告第2号 令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率については、報告のとおりでありますので、御了解願います。

◎日程第5 議案第11号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意について

○議長（渋井由放） 日程第5 議案第11号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第11号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、教育長を除く教育委員4名のうち、阿久津昌子委員の任期が令和4年11月29日をもって満了となることに伴い、新たな委員として、坂本浩之氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

坂本氏は、これまでの38年間、県立高校の教諭として勤務され、中でも烏山女子高等学校及び烏山高等学校に通算で23年間勤務されるなど、この地域の教育行政に精通されており、教育や学術に対する幅広い知識と深い識見を有しております。

また、平成29年度から取組を開始しました烏山学の発足時において、烏山高等学校校長として、本市との事業連携に御尽力いただくなど、地域教育の振興にも積極的に取り組み、円満・高潔な人格と併せて地域の信望も厚く、本市の教育施策の総合的な推進を進めるため、教育委員として適任であります。

なお、今回、御勇退されます阿久津昌子氏は、平成26年11月30日から2期8年にわたり教育委員を務められ、本市の教育行政の振興・発展に多大なる貢献をされました。これまでの御尽力と御活躍に、深く敬意と感謝を申し上げます。

何とぞ慎重に御審議の上、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

10番相馬正典議員。

〔10番 相馬正典 登壇〕

○10番（相馬正典） 10番、相馬でございます。ただいま上程されました議案第11号那須烏山市教育委員の任命同意について、私は賛成の立場から討論を行います。

新たに任命される坂本浩之氏は、本市の御出身で、烏山高等学校を卒業後、宇都宮大学に進学・卒業され、栃木県立高校の教諭として38年間勤務されました。坂本氏はその間、烏山女子高等学校に15年、烏山高等学校に8年勤務されており、烏山高等学校に勤務されていた平成24年に教頭として、平成29年から令和3年までは校長として、地域の教育行政を牽引されました。

坂本氏は、教育に関しまして高い識見を有することはもちろんであります。烏山高等学校の校長時代に烏山学を取組を開始し、その中で市議会との意見交換会を実施し、また、吹奏楽部による議場コンサートを開催するなど、本市議会の運営に関しましても深く関わっていただいたことは、議員の皆様も御承知のことと存じます。

このような観点から、坂本氏のこれまでの教育行政実績はもちろんのこと、今後の本市が目指す教育目標を推進するために重要な人材であり、教育委員として適任者であると考えております。

議員各位におかれましても、私が述べた賛成の趣旨に全会一致で御同意いただけるよう、お願い申し上げます。

以上、私の賛成討論といたします。

○議長（渋井由放） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第5 議案第11号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第6 議案第7号 那須烏山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

○議長（渋井由放） 日程第6 議案第7号 那須烏山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第7号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、物価の変動等に鑑み、公職選挙法施行令が一部改正されたことに伴い、本市条例についても所要の改正をするものであります。

改正内容につきましては、那須烏山市議会議員及び那須烏山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に係る限度額について、国政選挙に準じて引き上げるものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 3点ほどお伺いいたします。

今、市長の説明によりますと、国政選挙並みということなのですが、国会議員の選挙の際も、今回の用途のこういった諸費用の負担というのは同額なのかどうか、全く同じなのか、これが1点です。

2点目は、今回、公費負担が引き上げられるわけなのですが、そうしますと、候補者1人当たり市の負担額というのはどのぐらい増額になるものか。これが2点目です。

もう一点、お伺いします。今年4月、我々の市議会議員の選挙があったんですが、その際の実負担額、候補者1人当たり公費負担額は幾らになったかについてお伺いします。

以上です。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 国政選挙と今回の改正に伴う市の比較でございますが、国に準じた引上げですから、同額になるということになります。ただし、国政選挙ですと、ビラの枚数等がありますので、そういった枚数制限は違いがあるということだけ御理解願いたいと思いま

す。

それから、引上げに伴う市の負担額の増、候補者1人当たり、市議会議員選挙であれば、1万1,300円程度、市長選になれば1万4,000円程度、増額になるということになります。

それから、今回行われました4月執行の市議会議員選挙の実際の負担額でございます。それぞれ限度額が違っておりますので、全体総額から17人の立候補者を割り返した結果、49万3,000円程度、1人負担になってございます。

以上です。

○14番（中山五男） 了解しました。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第6 議案第7号 那須烏山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7 議案第8号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について及び日程第8 議案第9号 那須烏山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての2議案については、関連がございますので、一括して議題としたいと思いますが、御

異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

◎日程第7 議案第8号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

◎日程第8 議案第9号 那須烏山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長（渋井由放） よって、議案第8号及び議案第9号の2議案については、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第8号及び議案第9号につきましては、人事院規則の改正に伴う本市条例の所要の改正でありますことから、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第8号についてでございます。

本案は、国家公務員の妊娠・出産・育児等の仕事との両立支援を目的として人事院規則が改正されたことに伴い、本市条例においても、国家公務員の措置との均衡を図るため、所要の改正をするものであります。

改正内容につきましては、職員の妻が出産した場合において、当該職員が育児参加のため休暇を取得することができる期間を、「出産日後8週間を経過する日」から「出産の日以後1年を経過する日」に拡大するものであります。

なお、施行日につきましては、人事院規則の施行日と合わせて、令和4年10月1日としております。

次に、議案第9号についてであります。

本案は、国家公務員の妊娠・出産・育児等の仕事の両立支援を目的として人事院規則が改正されたことに伴い、国家公務員の育児休業の取得制限の緩和や、非常勤職員の育児休業取得要件の緩和等が講じられることから、本市条例においても、国家公務員の措置との均衡を図るため、所要の改正をするものであります。

以上、議案第8号から議案第9号まで一括して提案理由の説明を申し上げます。何とぞ慎重に御審議の上、可決、決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

なお、議案第9号の詳細につきましては、総務課長からこの後、説明をさせますので、よろしくお願いたします。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） それでは、議案第9号の詳細について御説明申し上げます。

改めてこの条例の改正の目的について申し上げます。労働者の妊娠・出産・育児などと仕事を両立できる職場環境の整備が求められている状況の中で、男性職員の育児参加や女性職員のさらなる活躍を目的として、非常勤を含めた職員が育児休業等を取得しやすい環境を整備するなどの法改正が国家公務員に行われたことから、これに倣い、地方公務員についても同様の措置を講ずるため、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等の必要な改正を行うものであります。

それでは、1ページ目をお開きください。改正条例第2条第4号ア（ア）の内容について申し上げます。

非常勤職員が、子の出生後57日以内に育児休業を取得する場合の要件について、現行条例では、「子が1歳6か月に達する日まで、引き続き採用され、または更新の見込みがある場合」と定められておりましたが、要件を緩和し、「子の出生の日から57日間の末日から6月を経過するまで引き続き採用され、または更新の見込みがある場合」と改定し、子の出生の日から57日間以内の育児休業を取得しやすくなるよう、所要の改正を行ったものであります。

続きまして、1ページ目から4ページまでに記載がある改正条例第2条第4号イ、第2条の3第3号及び第2条の4の内容について、申し上げます。

これらは、非常勤職員の子の1歳到達日以後の育児休業の取得について、柔軟化を図るための改正であり、これまでの現行条例においては、非常勤職員の子の1歳到達日以後に育児休業を取得する場合は、育児休業の開始時点が1歳または1歳6か月時点に限定されていたため、期間途中で夫婦交代による育児休業を取得することができなかったものが、1歳から1歳6か月及び1歳6か月から2歳までの各期間、1回まで、夫婦交代で育児休業が取得可能となるように、所要の改正を行うものであります。

次に、4ページ、現行条例第3条第5号の改正内容について申し上げます。

育児休業の取得改正は、従来、同一の子について、原則1回までとされており、条例で定める特別な事情がある場合に限り、再度の育児休業を請求することができるとされておりましたが、これが今般の法改正により、育児休業の取得が原則2回まで可能となることに伴い、現行条例で定めております育児休業等計画書の申出、及び復帰後3か月以上の期間を経過することの要件について、再度の育児休業取得に係る申出及び経過期間が不要となることから、本規定を廃止するものであります。

続きまして、改正条例第3条第7号の内容について申し上げます。

本規定は、再度の育児休業取得に係る任期付職員の更新などの取扱いについて定めており、引き続きの採用または更新による再度の育児休業について、現行条例では非常勤職員のみを対象としていたものから、任期付職員も含めた取扱いとするよう、所要の改正を行うものでございます。

最後に附則ですが、この条例は、国の人事院規則と合わせて、令和4年10月1日から施行するものでございます。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださるようお願い申し上げます。

以上で詳細説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明及び詳細説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 子育てに労働者の育児休業が取りやすくなるということは非常にありがたいことなんです。これまでの育児休業関係、取得状況はどんなふうになっていますでしょうか。なかなか忙しい職場の中でやりくりしながら、そういう育児休業を取れるように計らっていただきたいと思うんですが、今の取得状況を説明いただきたいと思います。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 令和3年度の実績で申し上げますが、非常勤職員の育児休業の取得というのは、今までもございません。今後、取りやすい環境が整備されたことから、さらに周知を図り、会計年度任用職員が主たる該当になるかと思いますが、該当するような方がいれば、そういったお話をさせていただきたいと思っております。

ちなみに、正職員の場合でございますが、男性職員におきましては、令和4年度につきましては該当者が4名おりましたが、育児休業を取得している職員は、4名している状況でございます。

それと、第8号の条例改正でございますが、勤務時間の休暇で、先ほど妻の出産に伴って休暇を取る職員でございますが、令和3年度につきましても、やはり3人の男性職員が取っておりますので、併せて御報告申し上げます。

以上です。

○16番（平塚英教） 了解。

○議長（渋井由放） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議事を進行し、これで質疑を打ち切ること

に御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第7 議案第8号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第8 議案第9号 那須烏山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第9 議案第10号 那須烏山市子ども・子育て会議設置条例の一部改正について

○議長（渋井由放） 日程第9 議案第10号 那須烏山市子ども・子育て会議設置条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第10号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和4年6月22日に公布されました、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律

の整備に関する法律により、子ども・子育て支援法の一部が改正され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、本条例の引用部分に条ずれが発生するため、所要の改正を行うものがあります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第9 議案第10号 那須烏山市子ども・子育て会議設置条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第10 議案第1号から日程第15 議案第6号までの令和4年度那須烏山市一般会計補正予算（第3号）について、令和4年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、令和4年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第1号）について、令和4年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、令和4年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、令和4年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第2号）の6議案については、いずれも令和4年度補正予算に関するものでありますことから、一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

-
- ◎日程第10 議案第1号 令和4年度那須烏山市一般会計補正予算（第3号）について
 - ◎日程第11 議案第2号 令和4年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
 - ◎日程第12 議案第3号 令和4年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第1号）について
 - ◎日程第13 議案第4号 令和4年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
 - ◎日程第14 議案第5号 令和4年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
 - ◎日程第15 議案第6号 令和4年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（渋井由放） よって、議案第1号から議案第6号までの6議案について一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第1号から議案第6号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号 令和4年度那須烏山市一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

本案は、令和4年度那須烏山市一般会計予算の歳入歳出をそれぞれ6億782万4,000円増額し、予算総額を120億2,753万4,000円とするものであります。

今回は、道路整備や橋梁等維持管理などに加え、新型コロナウイルス感染症対策及び原油・物価高騰対策に必要な補正予算を編成したものであります。また、橋梁等維持管理事業につきましては、継続費の追加及び各種システム再構築事業費、各観光施設の指定管理委託につきましては、翌年度以降の事業実施に必要な債務負担行為を追加するものであります。

では、主な内容を御説明いたします。

まず、歳出であります。

総務費につきましては、ふるさと応援寄附金事業費は、ふるさと納税見込額の増額に伴う、必要となる委託料等の計上であります。

ふるさと応援基金積立金は、ふるさと納税見込額の増額に伴う積立金の計上であります。

業務系・情報系システム管理運営費は、庁内ネットワークの充実を図るため、タブレットPCの整備や、無線LANの機器を増設する経費等の計上であります。

地域交通対策費は、デマンド交通事業者を対象とした原油価格高騰に伴う補助金の計上であります。

還付金事務費は、法人税の予定納税額と確定税額に多大な差が生じたことに伴う還付金の計上であります。

民生費につきましては、障がい児支援事業費は、令和3年度分国・県負担金の精算に伴う償還金の計上であります。

福祉センター施設整備費は、停電時にワクチン冷凍庫や事務室照明、水道ポンプ等の電力を確保するための自家発電設備の更新費用等及び福祉センター駐車場多目的トイレのドアの修繕等の計上であります。

衛生費につきましては、水道事業会計繰出金は、水道基本料金の減免に伴い、減収となる水道事業会計への繰出金の計上であります。

農林水産業費につきましては、農業振興費は、農業収入が減少した農業者への支援金の給付事業及び肥料、燃料、園芸施設設置、飼料等の補助金などの計上であります。

商工費につきましては、新型コロナウイルス対策商工業支援事業費は、経営状況の悪化した市内事業者に対する支援金の不足額の増額及びプレミアム付商品券発行事業並びに飲食店等割引券発行事業の補助金等の計上であります。

土木費につきましては、道路維持管理費は、通常時や豪雨災害時における道路の補修や支障木の伐採に対応するための経費及び国体開催へ向けた周辺道路環境整備費の計上であります。

橋梁等維持管理費は、市道三箇小白井線青雲橋の補修工事費等の計上であります。

道路整備費は、県で現在、実施中の荒川災害復旧助成事業の落合橋に係る負担金等の計上であります。

清水川せせらぎ公園整備費は、子供たちの安全のため、老朽化したスプリング遊具について、障害者対応及び障害者に配慮したものに更新するための工事費の計上であります。

消防費につきましては、消防施設管理費は、落雷被害のあった消防サイレン修繕等の計上であります。

教育費につきましては、南那須図書館運営費は、電子図書館サービス拡充費の計上でありま

す。

烏山運動公園管理費は、運動公園出入口路盤の段差解消工事費の計上であります。

学校給食センター運営費は、高騰する学校給食食材の購入に係る交付金の計上であります。

災害復旧費につきまして、農地・農業用施設災害復旧事業費は、令和元年東日本台風により被災した下川井地区橋梁の災害復旧工事において、工事の支障となる電線の移設及び復旧に係る補償費の計上であります。

次に、歳入であります。

国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の該当事業に対する交付金、道路整備に対する交付金等であります。

県支出金は、農業新規就農者に対する補助金、株式会社アグリ那須烏山に対する機械整備事業の補助金等であります。

寄附金は、ふるさと納税及び企業版ふるさと納税に係る寄附金であります。

繰入金は、令和3年度決算に伴い精算される介護保険特別会計から一般会計への繰入金、林道の整備に充てるための森林環境促進整備基金からの繰入金であります。

市債は、市道整備事業に対する過疎債や合併特例債の計上、辺地道路整備事業債等の同意額に対する減額の計上であります。

なお、不足財源につきましては、前年度繰越金をもって措置いたしました。

次に、議案第2号 令和4年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本案は、国民健康保険特別会計事業勘定の歳入歳出をそれぞれ17万4,000円増額し、補正後の予算総額を32億8,004万7,000円とするものであります。

補正予算の内容は、本年4月に施行された未就学児の均等割額の減免を実施するに当たり、国に対し保険料負担金を申請するため、国保事業報告システムの改修が必要となったため、その経費を増額するものであります。

なお、財源につきましては、特別調整交付金及び前年度繰越金をもって措置をいたしました。

次に、議案第3号 令和4年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、熊田診療所特別会計の歳入歳出をそれぞれ261万4,000円増額し、補正後の予算総額を4,897万円とするものであります。

歳出の内容は、解析付心電計の更新、オンライン資格確認機器の導入及びそれに伴うレセプトコンピューターのバージョンアップを実施するに当たり、必要となる経費を計上するものであります。

なお、財源につきましては、国庫支出金として、へき地診療所設備整備補助金、諸収入として、オンライン資格確認等導入補助金及び前年度繰越金をもって措置いたしました。

次に、議案第4号 令和4年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、介護保険特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ5,291万1,000円増額し、補正後の予算総額を29億839万5,000円とするものであります。

歳出の内容は、総務費、保険給付費及び前年度の保険給付費、地域支援事業費の実績に基づく国・県支出金等の精査に伴う償還金等の増額でございます。

なお、諸支出金の財源につきましては、前年度繰越金をもって措置いたしました。また、総務費及び保険給付費の財源につきましては、国・県支出金及び一般会計繰入金等をもって措置いたしました。

次に、議案第5号 令和4年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本案は、下水道事業特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ576万4,000円増額し、補正後の予算総額を3億3,730万3,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、烏山水処理センターの放流水の水質悪化を防ぐための脱水汚泥量を増やす必要が生じたことと、県土木事務所の田野倉の道路改良工事に伴う下水道管渠の布設替工事のためであります。

なお、財源につきましては、一般会計繰入金をもって措置いたしました。

次に、議案第6号 令和4年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

本案は、水道事業会計予算の収益的収入を49万9,000円増額し、補正後の予算総額を6億4,583万1,000円とするものであります。

主な内容は、基本料金減免に伴う給水収益の減額及びそれに対する他会計繰入金の増額であります。

また、収益的支出を144万2,000円増額し、補正後の予算総額を5億4,310万2,000円とするものであります。

主な内容は、基本料金減免に伴う水道料金システムの改修費用及び熊田増圧ポンプ場の解体費用であります。

また、資本的支出を3,251万6,000円増額し、補正後の予算総額を4億9,779万5,000円とするものであります。

主な内容は、栃木県発注の道路改良工事に伴う配水管布設替工事であります。

以上、議案第1号から議案第6号まで、一括して提案理由の説明を申し上げました。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

ここで休憩いたします。再開を11時10分といたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き再開いたします。

これより質疑に入ります。

6番青木敏久議員。

○6番（青木敏久） 一般会計予算の清水川せせらぎ公園整備費、これにつきましては、集中して審議を行うことを提案いたします。

と申しますのは、子育て世代の代表の方、夏の木陰プロジェクト様より要望書が提出され、その中で、しっかりとした説明責任ということについて言及されております。また、先般の議員全員協議会におきましても、経済建設常任委員長より、要望書を重く受け止め議論すべきとの趣旨の発言もございました。さらには、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例、また、本市の公共施設等の管理に関する基本的な方針、これも重視すべきものだと考えます。

以上のことを踏まえまして、集中的に審議されることを提案いたします。

○議長（渋井由放） ただいま、青木議員より提案がございました。まず、議案第1号中、清水川せせらぎ公園整備工事に関する質疑を行い、その後、議案第1号のその他の部分から議案第6号までの質疑を行うことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、まず議案第1号中、清水川せせらぎ公園整備費に関する質疑を行います。

質疑、ございますか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） では、まず初めに、私のほうからひとつ発言させていただきたいと思っております。

ただいま提案中の清水川せせらぎ公園遊具の整備に関する予算につきましては、障害者も遊べる遊具の設置になりましたから、今回は議員全員が賛成するものと存じます。市長御存じのとおり、栃木県条例の中に、ひとにやさしいまちづくり条例というのが平成11年に制定され

ております。もう24年も前の話であります。

その中では、高齢者や障害者も安全で快適な日常生活を営めるような生活環境の整備に、県も市町村も努めなければならないと定めてあるわけですね。その条例の中には当然、公園の遊具の整備も含まれまして、高齢者、障害を持つ方全ての県民が安全に利用できるよう、整備を求めているわけで、今回の補正予算につきましては、この遊具はこの条例にかなったものと思っ

ているわけでありまして、もう一点、私、申し上げたいんですが、市町村が設置する公共施設である建築物、道路、公衆用トイレの設置の際も、この県の条例に適用されるように、この際、全職員が認識された上、これからの事業予算、これを議会に提案されるよう、強く要望いたします。

以上です。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） ありがとうございます。私の中でも、ひとにやさしいまちづくり条例というのは、平成11年にできていることは、皆さんのおかげで改めて知ることができました。でもその前に、清水川せせらぎ公園は岩があって危ないということがありまして、それを取り除きましょうといったときには、皆さんから反対をいただきました。もうちょっときちんと考えて、計画的にやってくださいという話をいただきました。都市公園化という話もいただきましたので、私どもでも精査をさせていただき、今のところ、岩を取るのではなく、まず遊具が安全性がないので、それを変えたいということで、6月に提案させていただきました。

しかし、そのときにはユニバーサルデザインということで、皆さんに、もう少し障害者に優しい遊具ではどうだと提案をいただきました。本当にありがたい御意見だと思っております。今回、そのような形の遊具を設置することとさせていただきまして、6月にも同じように答弁をさせていただいたつもりなんです、なかなかそれを認めてもらえなかったことが、ちょっと私の中では残念だなと思っております。

また、高齢者にとということが今、中山議員からおっしゃられましたが、前回のときの清水川せせらぎ公園の改修のときにも、最終的には高齢者も利用できる遊具をとという案を提案させていただいたと思っております。そのときには、高齢者だけということで、きっと障害者というものもそのときに含めればよかったのかなと、私どもで言葉が足りなかったと反省しております。

今回の遊具に関しましては、皆さんと、障害者にとということで提案をいただきましたので、それに対して対応させていただくことにしました。

トイレのことですが、私どものほうも、もともとトイレのほうを改修したいということで提案もさせていただきましたので、Cゾーンのほうは皆さんから御意見をいただきましたので、

もう1回、CゾーンとBゾーンは改修を見送らせていただきました。ただ、どちらも、Bゾーンのほうは全く改修しないと、障害者用のトイレはできませんので、そちらはもう一度、検討させていただきますが、Cゾーンのほうは既に障害者用のトイレがありますので、それにつきましては、今後とも計画をきちんと立てさせていただきますして、改修できるように努めていきたいと思っておりますので、御了解をお願いしたいと思います。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 8月30日の読売新聞によりますと、那須烏山市と市議会の対立で公園整備が停滞していると。市議会は反市長派の議員が過半数を占めると。市長選挙のときに対抗馬が出て、過半数の議員が反対派のほうで反市長をやったんですか。だからこれは明らかに誤報の記事でございます。是々非々で臨むというのが議会の立場でございます、一方的に過半数が反市長だから公園の整備が停滞していると、こういうことではないということを確認したいと思っております。

それで、先ほども中山議員のほうであったように、県のひとにやさしいまちづくり条例、それとユニバーサルデザインということで、議会は設置するのであれば、本当にいいものを行うことがここで何人もの議員が提案をして、そして求めたわけですよ。

それについて、特にトイレは今、説明があったように、スロープはつけるけれども、障害者が使えないトイレだと。これを一緒に直さないでどうするんだと、こういうことで修正動議が出され、なおかつ遊具についても、ユニバーサルデザインで高齢者や障害者にも要するに使えるようなものにしてほしいと、こういうことで、反対したわけじゃないでしょう。修正を求めたんだよね。

そういうことで、それが採択されたわけなんで、市長反対派の議員が過半数いて、市議会が停滞しているということがあるのか、ないのか、市長はどういうふうに思いますか。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 私は特にそのように思ったことはありません。そのように答えたこともありません。それは誤解だと思います。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） それで問題は、遊具については危険性もあるということなので、これはいわゆる県のひとにやさしいまちづくり条例とか、ユニバーサルデザインを含めて、早急に対処してほしいというような要望であったし、トイレについても、今の予算内で収まるか、あるいは本格改修すればもっとトイレ改修に費用がかかるかということなので、もし今、予定している予算以上にお金がかかる場合には、それを設計をし直して出すということでしたよね。要望のほうはですよ。

そういうことで修正動議を提出して、修正案が通ったわけなので、決して川俣市政を停滞させよう、議会と市の執行部が対立させようと、そういう意図ではないということを御理解いただきたいと思います。

私の意見でございます。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） ありがとうございます。私もそうだと思っています。皆さんも市のため、市民のためだと思って発言されていると思いましたが、前回も同じように、障害者の遊具も入れたいと思いますと私の中では答弁させていただきましたが、Cゾーンは改修できるのではないかという発言をさせていただきました。きっと皆さんの中では、Bゾーンだけが問題だったトイレだと思います。それに対しては、修正というよりも、もうちょっと今までの意見書みたいな形でもよかったのかなと、私の中では個人では思いました。

ですからそういうときに、もう少し議会との調和をもってお話しができれば一番よかったのかと思います。ですから、議場ではなく、もう少し私どもとお話をできる場をいただけるとありがたいなと思っています。

今回も、このように清水川せせらぎ公園だけを特出するというのは初めての行為だと思いますので、事前に私どもにもうちょっと協議をしていただけるとありがたいのではないかなと思います。少しずつずれているところがあるのかと思うので、本来、皆さん、同じことを考えていると思います。決して私たちも一度も遊具を障害者に合わせて造らないとは言っていないので、その辺をもうちょっと歩み寄ってできることが一番だと思いますので、今後とも皆さんの御意見を吸収させていただき、市民の声を反映させるような行政にしていきたいと思いますので、御協力のほど、よろしく願いいたします。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） それで今回、提案されているものは、8月30日の議員全員協議会で、このように写真もつけて、ここをこういうふうに改修するんですよと明快なる説明がありました。しかし、6月定例議会での補正予算の問題については、1週間前の議員全員協議会ではまず説明がなかった。そして、開会当日の朝、清水川せせらぎ公園の一方的な説明がありました。だけど限られた時間なので、要するにユニバーサルデザインだの、いわゆる県のひとにやさしいまちづくり条例がどうなんだ、こうなんだという論議がされない中で、議会が始まったわけですよ。

だからそういう意味で、今、市長が言われるように、本当に執行部のほうも我々議会のほうも、よりお金がかからないで、いいものを造りたいと考えているのは一緒だと思いますので、そこはお互いに、こういうちゃんと事前に説明をして、そしてお互いの意見交換をしながら、

いいものを造るという方法に徹していただきたいと思います。

以上です。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） これからはなるべく資料を提出させていただいたり、説明を小まめにさせていただくことで、御理解をいただくように努めてまいりたいと思います。

この案件に対しては、6月のときもそうですが、その後の遊具が大変駄目になっているという投書もいろんなところからありましたので、私どもとしましては、早めに解決させていただき、子供が安心して遊べるような遊具をということで、設置を考えておりました。それに合わせて、ちょうどコロナの交付金がありましたので、トイレを直すということは、これは全額、国の交付で出ますので、一番安全で、私どもの会計としましては安定できることなので、それを投入させてもらいました。

それに対して、議会から、そのように説明が細かく要るとは思わなかったもので、私どもの本当に配慮が足りなかったことだと思っております。今後とも、細かくいろんな資料を出させていただいて、皆さんと協議ができるように進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

また、今回は、改めて遊具を出させていただいたのは、市民からの署名もありました。要望書がありましたので、これは早期に対応しなければいけないと考え、改めてまた出させていただきました。そのためには、絶対通すために、皆さんには資料を提出させていただき、見ていただく。でももしかすると皆さん、もう公園で遊具を見ているのではないかなという私の中では思いがありました。ですから、改めて写真をつけなくてもという気持ちもありましたが、皆さんに改めて考えていただくために、書類をつけさせてもらいました。

皆さんが興味を持っていることは同じだと思いますので、今後とも皆さんと協議をし、そして有意義な、市民が安心安全で住めるよう、そしてまた、この市に住みたいと思っただけのように努めてまいりますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（渋井由放） ほかにございませんか。

11番田島信二議員。

○11番（田島信二） これは市民からの要望で署名もしてあるんですから、一日も早く予算を組んで取り組んでいただきたいと思います。壊れている遊具では遊べないんですから、すぐにそれもやってほしいと思います。

以上です。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） ありがとうございます。早急に対応できるように進めていきたいと思

います。

この議決をいただきましたら、早急に対応いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（渋井由放） 1番高木洋一議員。

○1番（高木洋一） 今回の提案、先ほど中山議員からも話がありましたけれども、障害者を含めて遊べる遊具ができるということで、本当に当たり前のことですが、いいことだと思います。

よく公園のほう、僕も視察には何回か行かせていただいたんですけども、保育園の方は、よく遊んでいるのを見ています。今回、背もたれがつくところをちょっと前回、聞いたんですけども、小さいお子さん、赤ちゃんまではいかないんですけども、どのぐらいの小さなお子さんが遊べるのか、小さなお子さんが遊んでも大丈夫なのかをちょっとお伺いしたいんですけども。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 現在の遊具は、スプリング式ということで、かなり動きが広範囲なものでございまして、今度検討しておりますのが、ロッキング遊具ということで、前後に動く遊具でございまして、背もたれがありますので、座れるお子さんであればそれに座り、もちろん保護者の方もそこにいていただくというのは前提だと思いますが、そういうお子様も遊べるということになりますので、今回、要望等もいただいております。早急に対応していきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（渋井由放） 1番高木洋一議員。

○1番（高木洋一） 承知しました。

あと、都市建設課のほうで予算を組んだと思います。ただ、予算を審査するのは総合政策課だと思うんですけども、市の基本計画や基本方針、また、県の条例などは確認されているのでしょうか。お伺いします。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） まず、市の計画につきましては、当然、市の最上位の計画である総合計画に基づいて、各課の施策等について審議して進めております。県の条例につきましても、知らないということはありませんが、査定の際にも、しっかりその辺も含めて、やっぱり欠けていたのは、市の全体の公園の計画、そういったものがやはりきちっとされていなかったというところが、今回の部分にもつながっているのかなとは認識しておりますので、これから第3期の計画を立てていく際に、さらに公共施設の管理計画も含めてしっかり精査して、各課と連携して取り組んでまいりたいと思いますので、御理解ください。

○議長（渋井由放） 1番高木洋一議員。

○1番（高木洋一） 分かりました。ただ、今回確認していれば、このようなことは起きなかつたんじゃないのかなと思うんですけども、修正動議とかも。今後、内部統制、しっかりしていただきたいと思うんですけども、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（渋井由放） 答弁はいいですか。

○1番（高木洋一） じゃあ、答弁をお願いします。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） はい、もちろん確認はさせていただきます。それで、前回のときに、決してひとにやさしいまちづくり条例とかユニバーサルデザインを外したわけではなくて、それにも伴うような遊具ということでは提案をもちろんしていました。ですから、障害者に対してという話が出たときに、遊具の数を変更したりとか、そういうので対応できますという話もさせていただいたと思います。

だから、決して私たち行政のほうがそれを省いたわけではありませんし、あと特に岩が危ないというのもずっと言われているところなので、できましたら、本当は平らなところにそういう遊具を優先していくということも今後、必要になってくると思いますので、私どもとしては、そういう考えもありました。

あそこは市全体の一番中心部になって、公園が一番目立つところにあるところなので、もうちょっと使い勝手をよくするというのもありました。でもそれは計画をきちんと立ててくださいという話なので、見送らせていただいた経緯があり、ただ、遊具だけはということで、計画に出させていただきます。そのときも、皆さんから御意見をいただいたときに、障害者にも対応できるものを入れていきたいという話はさせていただいたのは、皆さんが一番御存じだと思いますので、同じ意見だと思っております。

ですから、今後とも、両輪といつも言われておりますが、両輪以上に一緒に頑張っていきたいと思えます。御意見等がありましたら、私のところだけではなく、各課に御提案していただくことが一番円滑に進むことかと思えますので、議場だけではなく、ふだんからも両輪でいきたいと思えますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（渋井由放） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） ちょっと要望なんですけど、いろいろあって、この清水川の公園の工事が遅れているというのは事実なので、前回、土砂条例のときにも、きちんとしたときに臨時議会で通って、すぐ工事をするみたいな動きになりましたけれども、そんな方法を希望します。

結局、今回、僕が心配したのは、せせらぎ公園の清水川が県なので、県との調整が大変かなと思ったら、県のほうも動きが、今、一生懸命やってくれているという情報はもらったんです

けど、ただ、そうはいつでも時間が多分かかってしまう。本来、一番いいのは、いろいろ検討が進んで、今回の9月の議会で提案されて、工事がすぐ始められるのが一番いいんだけど、そういうふうには多分ならないような気がするので、2段階とかそういう形になってもいいので、すぐにやらなきゃいけないところと、一番いいのは、一緒くたで臨時議会等を開いていただいて工事をするというのがいいんですけども、その辺の考えをちょっとお聞かせください。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 清水川せせらぎ公園の都市公園化につきましては、なかなか県との協議が進んでおりませんでした。今般、県との協議も活発にできるようになってまいりました。管理者であります烏山土木事務所の担当者と私どもの担当者が議論をし、都市公園化に向けて進めております。

それにのっとりまして、公園の整備計画も作成していくということで考えておりまして、清水川せせらぎ公園の整備計画が策定できました折には、議員の皆様にも御報告をさせていただきたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（渋井由放） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 報告してもらうのは当たり前なんだけど、それを臨時議会をまたやって、すぐにやるのかという日程の話聞かせてほしいんですけど。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 現在、協議中ということでございまして、まだ日程につきましては、申し訳ございませんが、申し上げられませんので、よろしくをお願いいたします。

○議長（渋井由放） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 確かに相手が県となると、なかなかうまく日程はすぐには決まらないような気がする。そうすると、やっぱり議会がどうあれ、市民としては、いつになったら工事をやるんだというような、そういう何というかな、不信感が出てしまうことを考えると、やっぱり1段階、2段階という形にするのがいいんじゃないかなということなので、そういう案に関してどう考えていますかというのを教えてください。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 都市公園化に関しては、皆さんから議論をいただきまして、私どもも県と進めております。ただ、今のところ都市公園化になった暁に、どれだけお金が来るかとかいろいろ考えますと、あまりお金は来ないのが現実で、規制が厳しくなって、そういう意味でいいますと、本当に都市公園化を考える必要があるのか。都市公園化になると、県とかといろいろ協議をしてからしかいろんなものを直せませんので、その辺がどうなのか。一回オーケーになった部分が、今回、それになると、もう一度やり直すことになるので、今年中にできるか

という、ちょっと難しいかなと思っています。

ですから、やっぱり先延ばしになってしまうのは事実なので、その辺のところは、皆さんの御意見をいただきましたので、考えておりますが、費用的に補助が出るという保証が今のところあまりありませんので、交付金もあまり出ないというのもあって、私たちも協議させていく中でいろいろ出てきていますので、ちょっと勉強させていただく時間をいただきたいと思いますので、御報告という形になるかと思いますが、まずは中間報告とかをさせていただいて、皆さんと協議を図りたいと思っております。

○議長（渋井由放） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 小堀議員と同じ意見ですが、いろんな要望書が出ていまして、今回2件、出ています。やはり烏山地区の住民の多くが、本当にあそこの公園をもっと活用したいと、いろんなことに使いたいという要望が出ている。これを、私もあそこに対しては当選当時からずっと騒いで、否決という事態もありましたが、そういったことを議員の皆様も今回はちょっとよく考えていただいて、議員みんなで話し合いをしながら進めたいと思えますし、都市公園化にならないとなった場合には、それについても対応していただきたいし、一刻も早くやっていただきたいと思っておりますが、それが都市公園化になるために、半年でなるのかと、そんな話じゃないと思えます。できるだけ速やかに協議を進めていただいて、都市公園になったという暁には、ぜひ一刻も早く議会のほうに御報告いただいて、皆さんの合意形成を図れるようにしていただきたいと思えます。これは要望です。

それから、要望書なんですけど、今、2件出ています。これは8月5日と、前は2月21日に佐竹さんから出ているんですね。これはもう半年以上遅れてしまった、ちょっと機を逸したのかなという気がしますが、これについてとやかく言うつもりはありませんが、こういった要望書に対して、議会でどういうふうに対応していくのか、こういうことを皆さんで決めたほうがいいのかと思うんですが、いかがでしょうか。誰に聞いたらいいか。

こういう要望書がいろいろ出てきたときに、議長からいろんな情報をいただきたいと思うんですが、議長、いいですか。

○議長（渋井由放） 今は予算の審査のことなので。

○10番（相馬正典） じゃあ、要望にしておきます。

○議長（渋井由放） 後でね。ただ、配付はされているので、皆さんがお手元に持っているということだけは事実でございます。

○10番（相馬正典） 分かりました。あと、要望書については、ひとつよろしく願います。

公園についても、今言ったことで、何とか議員の皆さんの一致団結した、全会一致で可決さ

れるような形にしていただければありがたいなと思いますので、要望です。

よろしくをお願いします。

○議長（渋井由放） ほかにございませんか。

13番沼田邦彦議員。

○13番（沼田邦彦） 1点お伺いいたします。

行政と議会の継続性の重みという中から、6月の議会を経て、修正内容が加味されて、バージョンアップされて予算化されているわけでございますけれども、今後の予定として、いつ頃着工して、いつ頃完成できるのか伺います。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） この補正予算が通りました際には、速やかに設計をしまして、指名選考委員会をかけまして業者を決定し、年内ぐらいには遊具を設置したいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（渋井由放） 13番沼田邦彦議員。

○13番（沼田邦彦） 年度内ではなくて年内ですね。一日も早く実現できますように期待いたします。

以上です。

○議長（渋井由放） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 6月議会で修正動議を提出した者として一言、言わせていただきます。

前段があるのは、昨年の予算のときですかね、清水川せせらぎ公園を改修するという案件で、私は経済建設常任委員会の副委員長もやっておりましたので、そのときに関わっておりました。そのときは、清水川せせらぎ公園のBゾーンでしたか、そこを大規模改修するという案件でした。それで、市民の要望というのは、危険な石がある、遊具がもっと欲しい、もっと言うと、危険な遊具もあると、そんなようなことだったのではないかと記憶しております。

それで、そこで計画の見直しをしたらいんじゃないですかというのは、大規模改修は必要ですかという感じだと自分は認識しているんです。今も危険な岩があるのであれば、さっさと取るべきです。すぐにやればいいんです。それはすぐできるはずなんです。それをやらないで、議会が反対しているから進まないんだという、そういう姿勢は非常に不愉快です。

今回の6月の修正動議を出したのは、そういうふうな改修するという案件が出てきて、コロナ交付金でやるから、市は1円も負担しないで済むと、そういう考えのもとで安易に計画をして改修をしようとしたので、もっときちっとした計画をしたらいかがですかということで、修正を提案したわけです。

ですから今回、修正された案件、さっさとやっていただいて、速やかにやっていただいて、

危険なものは直していただきたい。さっき言った危険な石があるというのであれば、さっさと取っていただきたい。私はそう思います。

大規模改修は、現時点で必要ですか。あの公園は大変すばらしいという声がありました。じゃあ、そういう石が危険なんだったら、さっさと取ればいいじゃないですか。

それで、大規模改修というのは、あそこを平らにして、やるわけですよ。それで総額1億円以上かかるという話だったので、もっと計画をきちっとしたらいかがですかという、そこから始まっているんですよ。そこから始まっているんです。その危険な場所があるのであれば取り除く、危ないものがあれば速やかに直す、これは当然の話です。それをやらなかったのも、子育て世代が何でぐずぐずしているんだ、もっと早くやってほしいという要望書になったのではないですか。その要望の要項に当たり、最低限の改修をお願いしますというような文面をちょっと私、見たような気がします。何も大規模改修をやって、1億円もかけて直せというふうな、子育て世代が要望しているわけではないと私は思いますので、その危険な箇所は速やかに直す。危険な遊具はすぐに直す。ぜひやっていただきたい。市長、いかがですか。

○議長（渋井由放） 川侯市長。

○市長（川侯純子） 私も同じだと思います。ただ、危険な箇所というのが、最初に清水川せせらぎ公園の改修を私たちのほうで提案したときには、河原、川全体の流れをつくった部分に、岩がつるつるした岩ではなくてごつごつした岩があり、間にもたくさん岩があるので、その岩を取って芝生全体にしませんかという改修を要望しました。

それで総額1億円ですが、3年間をかけてという計画案を出させていただいております。要するに、全面改修にしてしまうと、公園が利用できなくなってしまうので、半分ずつではどうかという提案をさせていただき、最終的に遊具を補充できるということにさせていただきました。

それで今、堀江議員がおっしゃるように、危険だと思っていたので、早くそれを改修したいという案で、県との協議がやっと通りました。都市公園ではない意味での、やっと通ったので、速やかにという意味で提案をさせていただき、改修をするということにさせていただきました。ですから、決して私どもも、今、岩を取るのはそれなりに大きな工事になってしまうので、できないということなので、今回はせめて古い遊具だけは改修したいということで提案させていただいています。

御理解できるように説明できなかったことが、一番私たちが不足だったんだと今、反省させていただいています。御理解いただいていると思っていたので、大きな岩が1個あるわけではないので、議員もきっと見ていらっしゃるからお分かりだと思うんですが、最初るとき、「せせらぎ」という名前なので、河川だったので、水が流れるようなシステムにさせていただ

いております。その水を流せるポンプも壊れてしまい、その後、改修費用もかかっているということで、しばらく水を流したことがありません。私が市長になってからは一回もありません。そういうことも考えて、県と協議させていただき、どうやったらそれが改修できるのかということで、地面籍は県の所有になっているので、そこを県と協議させてもらって、やっと工事ができるということで、提案させていただきました。

それに対して、説明が足りなかったのかなと思っておりますが、小さな岩を取るわけでもないし、大きな岩だけ取るわけでもなく、本当に確かな改修があるので、それなりの金額がかかるので、3年間に分け、直していく。そういうことで、最終的な遊具は、皆さんともっと協議は全然できて、障害者にも合わせる遊具も、高齢者が使えるような運動遊具も入れたいと思っておりましたので、全然その時間は余裕であったことだと思います。皆さんと協議する時間は十分にありましたし、委員会にも図っていることだったので、それで皆さんも見学に行ってもらえるものだと思っておりました。遊具が1年間で急にさびたわけではありませんので、気づいていた方もいらっしゃると思います。それで提案をさせていただきました。

私ども、遊具に関してはやはり必要だと。その後に子育ての世代からの要望と署名が来ましたので、より一層早くしたいということで、提案させていただき、今回は皆さん一致していただけそうなので、本当に私たちとしても早急に対応していきたいと思っております。

ただ、公園の岩を取ることはちょっと別問題なので、都市公園とかそういうのではないので、ちょっと協議をさせていただきたいという話をしております。その辺は、堀江議員に御理解をいただきたいなと思っております。

○議長（渋井由放） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） いずれにしても、私たち議会と執行部は、市民に対して優しい行政であって、市民の声を聞いて、それを反映して、よりよいまちづくりに向けてやっているわけですから、中途半端な計画を出されると、やっぱり我々もそれはおかしいのではないかという疑問は投げかけます、当然。それで今回の修正動議になったわけですから、改修して、この遊具が新しく、障害者も使えるような遊具になったら、大賛成です。

さっきも言いましたけど、本当に危険なところというのは、早急に、本当に危なかったところだけでも、それは当然、直すべきですから、ぜひやってください。それができないなんていうのは、県もおかしい話ですから、そんなのちゃっちゃとやればいいんですよ。それをやらないというのがおかしい話ですって。やってください。ぜひ。よろしくお願ひします。要望します。

○議長（渋井由放） 答弁は結構ですか。

○4番（堀江清一） 結構です。

○議長（渋井由放） ほかにございませんか。

3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 私からは、今回、市民からの要望があつて、スピード感を持って対処するというので、執行部のほうで計画を立てて、残念ながら修正動議ということになってしまったんですけども、今回、スピード感、子育て世帯からすれば、日ごと成長する子供を見ていけば、やっぱりスピード感というものが大切になってくるんだと思うんですけども、そのスピード感の中で、先ほど同僚議員からも、要望が出ているんだから今すぐやれというお話がありました。

ただ、我々議員の仕事としては、私、何度も言いますけれども、うちの目の前の野上小学校が、最初4,000万円で改修できるということで議会で議決を得て、最終的にはその6倍の2億4,000万円かかってしまった。スピード感を求めた結果、そういう計画が精査されないうで、2億円も補正を組むというようなことが起こっています。私はそれを見てきたので、自分でも何かその意思決定に関わることができないかということで、議員をやらせていただいております。

なので、同僚議員の中からもスピード感を求めるということはあるんです。そういう意見が出るのももっともだとは思いますが、その中で、自分たちの仕事をやっぱりしていかなければならないので、我々はこの議会で発言をさせていただきたいと、するべきだと思っています。

その中で、最初に6月に提案された予算の中で、提案されたものにユニバーサルデザインが含まれていなかったということなんですけれども、今回提案された予算で、前回も私、議員全員協議会の中で質問しましたが、価格の違いというのは多分ほとんどないというようなことで、私も調べさせていただいて、私が見た資料だと、4,000円プラス消費税くらいしか差額がなく、仕入れベースだと多分ほとんど変わらなかったりするのかなと思うんですね。

そういったような、そんなに大した価格差がない状態の中で、オリンピックだったり何なり、ユニバーサルデザインを取り入れるような条例とか法律の整備が進んでいる中で、何で今回、検討にもともと入ってこなかったんでしょうか。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 6月の際に御指摘あったとおり、ユニバーサルデザインと栃木県のひとにやさしいまちづくり条例等のことは考えておりましたが、私どもの説明がうまくなく、議員の方に伝わらなかったのかなと思っています。もう少し私のほうの説明がうまくできれば、議員の方にも伝えられたのかなと思っています。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 分かりました。やはりお互いのコミュニケーションが足りないのかなというところが、もともとの問題としてあるのかと思うんですけども、やっぱり一般的にいいものが同じ値段で手に入るんだったら、それを選ぶというのが人間のさがだと思うんですけども、うちの市というのは進歩しなくてもいいというか旧態依然のもので、昔のものをそのまま新しくするみたいな、コピー行政というかコピペ行政みたいな、何か今までと同じ政策を選ぶというのは確かに安パイ、簡単なのかもしれないですけど、コピー・アンド・ペーストってデータが劣化していくんですよね。なので、やっぱりそういったものを時代に合わせて感覚としてアップデートしていかないと、時代にどんどん、うちの行政というのは取り残されていってしまうのかなと思うんですね。

例えばLINEなんかも今、毎日情報が来ますけれども、この中で広聴箱とかあるんですから、行政LINEを使っている方って子育て世代の方はかなり多いと思うんですね。その中から広聴箱で意見を募集したりとか、もっと簡単に人から意見を集めるようなことというのは今の時代できるんですから、ぜひそういうことをやっていていただきたいなと思います。

それとあと、これは今回の補正とちょっともしかしたらずれてくるのかもしれないですけども、例えばスピード感、スピード感とかいう中で、例えば市長、前回の同じ予算で、トイレの改修もできるんだと言っていましたけど、結果どうですか。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 補正予算につきましては、遊具のみの更新になりますので、トイレにつきましては600万円には含まれておりません。トイレの改修費用につきましては、整備計画を作成した後にお示ししていきたいと考えております。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 予算は絶対超えないんだと議場でたんかを切ったのを私、聞いていましたけれども、ちゃんとしたものが出来上がるのであれば、議会の中でもちゃんと理解は得られると思うので、ちゃんと物を見て、よりよいものをつくっていくのであれば、お互いコミュニケーションをして進んでいけたらいいと思いますが、市長、どうでしょうか。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 荒井議員の御提案、だと思います。私も皆さんに提案した後に、増加するとか増額するというのは、私自身もそういうことはしないようにと思って、考えておりますので、その点になってから、私になってからの今、増額はないと思っております。ですから、慎重に皆さんに提案をさせていただいているところであります。

ですから、3年計画というのも同じように、どのような値段変動があるのか分かりませんが、それを考えて、3年間ということを提案させてもらいました。確かにそれで今度は都市公園化、

そしていろんな意味での協議をしてくれという話で、計画をきちんと出してくださいということで今、県とそういう意味での協議になっていますので、また、計画ができていないうちに勝手に動かすのかといわれたのもありましたので、私どもとしては慎重に考えさせていただいています。

危険な岩というのは、1個や2個ではありませんので、それを取るとなると、また大きな話になりますので、その辺はちゃんと計画の中に入れさせていただくようにしていきたいと思えます。ですから、ちょっと話が、危険なものを取るとというのは、もちろん遊具のほうはさせてもらいました。岩のほうは、もう少し、どこまで取るかというのをきちんと諮っていかせていただきたいと思えますので、私たちも実情に合わせて考えていきたいと思えます。そのときには、ちょっと計画を前倒しにして、危険な部分は取るということで承認していただけるようなことがあれば、私どもも提案していきたいと思えますが、一度大きな計画を出したときに、私どももやっぱり慎重になっておりますので、その辺のところは御留意いただければありがたいなと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（渋井由放） 5番興野一美議員。

○5番（興野一美） 今回の遊具については、100%国からの補助だということで、よかったと思っております。

また、令和3年3月のときに、議会の調査で清水川公園と緑地公園ですか、都市公園になっていないということが分かったと思えます。それで、清水川公園については土木との協議中だということなんですけども、緑地運動公園についてはどのようになっているか、お伺いしたいんですけれども。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 緑地運動公園につきましては、都市公園にするものがよいと考えておりますので、そちらについては現在、粛々と進めておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（渋井由放） 5番興野一美議員。

○5番（興野一美） 緑地運動公園は本市の土地ですから、なるべく早く都市公園にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。答弁は結構です。

○議長（渋井由放） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） ほかにないようですので、ここで一旦休憩をいたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き再開いたします。

続きまして、議案第1号のその他の部分から議案第6号までの質疑を行います。

質疑はございませんか。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 一般会計に絞って、私は質問したいと思います。

歳出の19ページで、企画費の地域の学校を核とした地方創生事業費、科目振替となっておりますが、この事業内容と、なぜ科目振替をしなければならなかったか、説明を求めます。

次、21ページ、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業費でございますが、56万6,000円ということですが、この事業内容と、対象世帯数について説明をお願いいたします。

23ページ、農業振興費でございますが、8,630万1,000円ということでございますが、この新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画の17番の関係、これが農業振興費が4,380万3,000円というふうになっておりまして、今度新たに追加した農業振興費が3,799万8,000円ということでございます。これは30番ですが、この17番と30番を足しますと、8,180万1,000円になるんですけども、ここに掲げられておりますのは8,630万1,000円でございますが、約450万円ぐらい違うかなと思うんですよ。これについての内容説明をお願いいたします。

今回、この農業振興費につきましては、農業の資材費だとか様々な燃料だとか、いろんなものが高騰しておりまして、大変な状況だということで、コロナの対策も合わせて、収入が大幅に落ちた方に対する支援をするということでございまして、認定農業者とか大規模に農業をやっている方だけというようなことではなくて、県内でも初めて、全てのいわゆる兼業農家も含めた農家の皆さんに今度のこの振興対策費を充てるということで、これは画期的なことではないかなと思いますので、その事業内容について説明をお願いいたします。

その下の中山間地域実践活動支援事業費、60万円でございますが、これは何が追加されたか、説明を求めます。

その下の新規就農支援事業費497万5,000円、これについては、さらに何人なのか、どういう内容なのか、説明をお願いいたします。

農地利用効率化等支援事業費524万4,000円、これについての内容を求めます。

27ページでございますが、自治会公民館施設整備費22万円、これはどこの自治会の公民

館修理なのか、説明をお願いいたします。

最後に、境公民館施設整備費でございますが、12万1,000円ということでございまして、この内容について説明を求めます。

以上です。

○議長（渋井由放） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） それでは、19ページ、総務費の中の企画費、地域の学校を核とした地方創生事業費、科目振替をお願いするものでございます。

こちらの事業内容でございますが、県のほうで、とちぎ高校生地域定着促進モデル事業の補助金というのをやっていたいていまして、本市においても去年と今年、取り組ませていただいているものでございます。

既に今年度もワークショップを開催するなど、生徒さんを募集して開始したんですけど、当初、視察ができればなど、先進地視察ができればなどということで想定していたんですが、ちょっとコロナの関係で視察は難しいかなというふうになったものですから、どちらかという高校生がお得意な商品開発みたいなものをやらせていただいたほうがいいだろうとなりまして、今回、科目を振り替えさせていただいて、消耗品を増やさせていただくと。材料として使わせていただくという、そういうふうなことをお願いするものでございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 皆川健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆川康代） では、私のほうからは、21ページにございます新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業費について、御説明いたします。

こちらにつきましては、栃木県におきまして新たに実施される生活困窮者支援金給付事業に係る予算措置でございます。内容につきましては、現在、国において既に行っておりますけれども、生活困窮者自立支援金給付を既に受けている世帯に対しまして、栃木県の予算で支援金をプッシュ型で給付するというものでございます。

給付金につきましては、1度限り、5万円です。世帯の人数を問わず、一律5万円になります。該当世帯といたしましては、那須烏山市の場合、現在11世帯でございます。11世帯分の予算措置といたしまして、消耗品、コピー機のトナーですとか郵送料、それから振込手数料、扶助費といたしまして、11世帯分掛ける5万円、合計56万6,000円を予算措置しております。

財源につきましては、歳入の15ページにございますけれども、全額、県の補助金で賄うこととなります。

以上です。

○議長（渋井由放） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） 私のほうからは、23ページの農業振興費以下の御説明をさせていただきます。

まず、農業振興費の8,630万1,000円の内訳でございます。新型コロナウイルス感染症対策の臨時交付金によります、那須烏山市農業者支援交付金4,380万3,000円と、原油価格・物価高騰対策交付金の3,799万8,000円の残りの450万円の内訳でございます。450万円につきましては、那須烏山市のふるさと納税の交付金でございます。6月の補正予算で、ふるさと納税交付金700万円、計上させていただきましたけれども、さらにその後、5者からの交付金の寄附がございました。東京からの寄附が4者、栃木県の会社からの寄附が1者ということで、450万円、ふるさと納税の交付金として振興費のほうで計上させていただいているところでございます。

続きまして、那須烏山市農業者支援交付金でございます。こちらについては今、平塚議員から御質問ありましたように、農業収入が減少した農業者の継続的な農業経営の支援を目的に、令和3年度の農業収入が平成30年度の農業収入と比較して20%以上減少した個人及び法人について、交付金を交付するものでございます。交付額につきましては、専業農家が10万円、第1種兼業農家が5万円、その半分でございます。第2種兼業農家2万5,000円、法人については一律20万円という内容になってございます。

御質問ありましたように、他市町村では認定農業者等の担い手がほぼ対象になってございますけれども、本市においては、自給農家を除く専業農家から第2種兼業農家まで全ての農家を対象にした交付金になっているところでございます。

次に、原油価格・物価高騰対策支援交付金でございます。こちらにつきましては、昨今の原油価格・物価高騰の影響を受けている農業者の負担軽減及び本作及び次期作に向けた経営支援を目的に、交付金を交付するものでございます。

事業内容につきましては、4事業ございます。1つ目が、肥料、農薬等の購入費補助ということで、こちらについては、認定農業者等の担い手を対象にしてございますけれども、1経営体当たり上限5万円の肥料代、農薬代の補助を考えてございます。

2つ目が、燃料費の購入補助でございます。こちらにつきましては、園芸施設で使用する重油高騰分、かなり上がってしまして、リットル27.8円をその高騰分として、園芸施設を経営する農家に対して補助をする予定になってございます。また、園芸施設の設置費用ということで、パイプハウス等の値段が相当上がってございます。今現在、那須烏山市においては、土地利用型農業から園芸施設への転換を推進してございます。その園芸施設のパイプハウス等の設置費用については、設置費用の50%、または上限150万、いずれか少ないほうの額を補

助することによって、園芸振興をさらに深めたいと考えてございます。

最後の4番目の飼料購入費補助でございます。畜産農家については、配合飼料等、異常なまでに価格高騰が進んでございます。本当に僅かではございますけども、乳用牛1頭当たり500円、肉用牛1頭当たり400円、豚については1頭当たり200円、鶏については1羽当たり100円ということで、飼料の一部を負担したいと考えてございます。

農業者支援交付金については、全農家を対象にというスタンスで交付金のほうを考えてございます。原油価格・物価高騰対策については、それ以外の担い手さんを中心とした交付金の対象を考えて、2本立てで今回、補正のほうを計上させていただいたところでございます。

続きまして、中山間地域の実践活動支援事業費の60万円でございます。こちらについては、中山間地域に人を呼び込むための受入れ体制づくりということで、県の補助事業を活用しまして、国見地区のみかん園のPRと、集客を促進するための観光みかん園のマップ、誘導看板を作成するというので、国見のみかん園組合のほうにこの設置費用を補助したいと考えてございます。

財源については、県の補助事業100%の補助ということで、今、国見については、棚が大分衰退してしまっております。みかん園を何とか存続させて集客につなげたいということで、この県の中山間地域実践活動支援事業を活用して、国見のみかん園を盛り上げたいと考えているところでございます。

続きまして、新規就農者の支援事業費でございます。こちらについては、新規就農者、49歳以下の方が対象となるわけでございますけども、新規就農者の技術の習得、または就農前・就農後の経営の安定を図るため、国の補助金を活用した機械及び施設の導入であるとか経営資金を、国の補助金を活用して新規就農者の支援をする事業でございます。

今回、9月補正で2人の方の経営資金、開始資金ということで、それぞれ150万円を限度とする補助金でございますけども、2名の方の補助を考えてございます。また、その2名の方のうち1名が、機械または施設の導入ということで、経営発展支援ということで、資金と合わせて全部で497万5,000円を補助するというので考えてございます。1名の方の新規就農者は、38歳の女性でありまして、ナシとリンゴを経営する方でございます。もうお一方については男性で、45歳、水稻と花、花卉の経営をする方でございます。いずれも国の補助金を使って支援をする事業となっております。

最後に、農地利用効率化支援事業でございます。こちらについては、人・農地プランに位置づけられた認定農業者または農業生産法人等の経営体が受けられる国の補助金でございます。機械及び施設の導入に対する補助ということで、国のほうの10分の3以内の補助を受けるものでございます。

今般、株式会社アグリ那須烏山がこの農業機械の導入採択がありましたので、この事業費の30%に当たる524万4,000円を補助するものでございます。総事業費については、1,923万7,000円、その内訳として、導入機械については、トラクター1,060万円、レーザーレベラー、トラクターの後ろにつけるロータリーのレベルに合わせて平らにならず機械でございますけども、これが598万円。あともう一台がホイールローダーということで、265万7,000円のうちの3割以内の補助ということで今般、524万4,000円を国の補助事業として計上させていただいた中身になってございます。

農政課のほうは以上でございます。

○議長（渋井由放） 水上生涯学習課長。

○生涯学習課長（水上和明） それでは、私からは、27ページ、自治会公民館施設整備費22万円、境公民館施設整備費12万1,000円について御説明申し上げます。

自治会公民館施設整備費でございますが、これは月次自治会が集会所の屋根・外壁の改修工事を行うため、その事業費の補助を行うものとなります。

境公民館施設整備費ですが、公民館敷地に現在、遊具がございまして、ブランコと鉄棒なんですけど、かなり老朽化が進んでおりまして、現在、使用禁止としているところでございますが、このまま放置した状態が続きますと、いたずら行為や遊具の破損等による事故発生も懸念されますので、早急に遊具の撤去を実施しまして、安全を確保するものでございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 大体分かりましたが、最後の境公民館の関係なんですけど、公共施設の統廃合ということで、境公民館もその対象になっていたのかなと思うんですが、下境の公民館が避難所として使えない場合には、この境公民館に避難するわけですよね。ところがここも廃止で、上境の自治会に払い下げるというようなことになりますと、避難所として使えなくなる可能性もありますので、今この境公民館の公共施設の統廃合関係についてはどんなふうな状況になっているのか、この辺の状況が分かればお示しいただきたいなと、このように思います。

○議長（渋井由放） 水上生涯学習課長。

○生涯学習課長（水上和明） 今現在、地元自治会と調整を進めているところでございます。地元自治会の意向によっては、今後、解体撤去も視野に入れまして、準備を進めたいと思っております。今、平塚議員がおっしゃったとおり、避難所のこともございますので、関係各所と調整しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

次、質疑ございませんか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） まず、議案第1号、一般会計の補正予算から、6点ほどお伺いいたします。

まず、1点目を申し上げます。7ページに債務負担行為が7件ほど載っていますね。それで、この債務負担行為の中の業務系・情報系システム再構築事業、これは5年間で3億6,000万円ほどをかけて事業をするわけなんですけど、これは具体的にどんな内容なのか。あまりにも多額なものですから、お伺いしたいと思います。

それともう一つ、同じくこの債務負担行為の中で、商工観光課長、今回、指定管理委託料というのを見直したということがこの間、話がありましたね。それで、金額だけを見直して、提供すべき公共サービスの内容、ここには検証・見直しをされたのか、されなかったのか、これがちょっと重要な案件なものですから、お伺いしたいと思います。いずれにしても、山あげ会館が5年間で8,500万円、龍門ふるさと民芸館が4,600万円、大金駅前観光交流施設が3,050万円という多額の指定管理料を支払うものですから、この辺のところをお伺いしたいと思います。

次、21ページに、障がい児支援事業費、これは当初予算で7,519万5,000円ほど計上し、さらに今回は1,076万8,000円ほど、合わせますと、この関係の予算が8,596万3,000円になると思うんです。この使い道、使途と、市内に障害児というのは何人いるのか、お伺いしたいと思います。

4点目の質問です。次に23ページの農業振興費の件です。これはただいま同僚議員から質問のあったところなんですけど、私の知りたいところは、この交付申請期間、それと交付時期、これをいつに考えているのかと。それともう一つ、交付金が、コロナに関する交付金が、よその市町村に対してどうですか、少なくないですか。これ、農家が納める税金というのは、年間に、私が大体この中身を見ただけでも5億円を超えているわけですよ。毎年、毎年。こういうときこそ農家を支援するべきじゃないかと、私はこれは一般質問でも2回にわたって申し上げているんですけど、この辺のところをどう考えているのか、お伺いしたいと思います。

次、23ページ、今年もプレミアム付商品券を発行するというので、担当課長からこの間、説明のあったところなんですけど、去年の場合は、市の補助金が5,000万円だったんですね。それで、1人3セットまで購入が可能でもって、1セットは1万3,000円券を1万円で販売した。すなわちプレミアム率が30%と、これが去年の例でしたね。今年はどうような方法で、いつから販売をする計画なのか、お伺いしたいと思います。

次に、31ページの表なんですけど、これは私、計算しますと、市役所職員の平均給与、1人当たり、229人で割りますと688万円になるんですね。平均給与。それで、その下の会計年度の任用職員、これは131人いるんですけど、この平均給与は227万3,000円でもって、正式な職員のおよそ3分の1になるわけです。当然、安いことは承知はしているわけなんですけど、この会計年度任用職員の勤務体系、時間等についてお伺いしたいと思います。

次に、議案第6号の水道事業の会計から2点ほどお伺いします。

まず1点、田野倉交差点の通行止め、もう半年ぐらい続いているような気がするんですけど、これはいつ開放されるのか、これは都市建設課長、情報を得ているなら、お伺いしたいと思います。

それともう一つ、今回はコロナの経済対策ということで、水道料金2か月分を免除するということですね。総額で4,780万円。1戸当たりでいきますと4,700円の基本料金の免除ということになるんですね。これ、2か月だけ免除して、果たして経済効果が上がるのか、私は疑問を持っています。

それともう一つは、よその市町村でも同じような基本料、または何らかの形でこういったコロナ対策の免除というのはやられているのか、その状況についてお伺いします。

以上です。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 最初に御質問いただきました債務負担行為、業務系・情報系システムの再構築の事業についての質問でございますが、今回、5年間リースでありましたサーバー、ネットワーク機器、職員のパソコン、こういった機器の入替になります。それらに関わる運用保守費用も含まれますが、5年間のリース総額が、金額で申し上げますと2億6,000万円ほど、これが今、申し上げたサーバー、ネットワーク機器、パソコン、それらに係る構築業務等の経費でございます。それ以外の1億円については、運用保守と、そういったものの更新作業になります。

私も5年前から6年前になりますけども、以前の債務負担行為との比較をやはりいたしました。その際、大きく3つの理由がありました。まず1つは、ハードウェアの高騰です。これは世界的にも半導体の不足というものも言われておりますが、これが1つの要因かなということです。2つ目は、やはり人件費の高騰です。当然、システムのエンジニアに払う構築作業費、こういったものはやはり高騰しております。さらに3つ目が、消費税ですね。前回8%の計算が、今回10%というふうなところで、前回2億8,000万円ほどでしたから、約8,000万円ほど増えたということになりますけど、御理解いただければと思います。参考までに、職員のパソコンが、今のところ250台ございます。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 観光施設の債務負担行為の設定でございますが、今回の金額の見直しの部分は、先日の議員全員協議会で説明したとおり、会計年度任用職員としての人件費の増の部分と、あとは物価高騰による燃料等の費用の増加分を見て、金額が増加しているという形になります。

内容について見直したかという御質問ですが、一部、龍門ふるさと民芸館なんかにつきましては、飲食スペースができたことにより、内容について一部見直しております。また、大金駅前観光交流施設なんかも、情報発信の強化という部分を大きく募集要項のほうに入れていく予定としておりますので、内容についても一部見直しを図っているところです。

もう一つのプレミアム付商品券なんですけれども、去年と同じく、金額については5,000万円で、規模的には昨年同様になってきますが、今年につきましては、目的に、今までのコロナウイルス関連によりまして経営状況が悪化した市内の小売業者やサービス業者を支援するとともに、物価高騰の影響を受けた市民の負担軽減という目的も追加しておりますので、現在、商工会と調整なんですけれども、上限については、広く行き渡るように、1人当たり2セットで検討してくれないかと要望しているところです。去年は3セットまで購入できたんですけれども、2セットということで要望を出しているとともに、もう一つ、市内の消費者の負担軽減を図るという意味で、購入者は昨年まではどなたでも購入できた状況なんですけれども、こちらについても市内に限定できないかというところで、調整を図っているところでございます。

以上になります。

○議長（渋井由放） 皆川健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆川康代） 私のほうからは、障がい児支援事業費でございます。

こちらは、償還金1,076万8,000円でございます。令和3年度の障がい児通所支援事業費が確定いたしまして、精算に伴う償還金でございます。1,076万8,000円のうち、国庫負担金に償還するものが717万9,000円、県負担金に償還する分が358万9,000円でございます。令和3年度につきましては、コロナウイルス感染症の影響によりまして、通所支援事業所の休止ですとか利用自粛等による利用減に伴いまして、負担金を返還するものでございます。

御質問のありました障がい児の数ですけれども、18歳未満を合計いたしまして、令和4年4月1日現在、83名でございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（渋井由放） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） 私のほうからは、農業者支援交付金及び原油価格・物価高騰対策の交付申請時期、交付期間等についてお答えしたいと思います。

まず、農業者支援交付金につきましてでございます。交付申請時期につきましては、今週の金曜日、補正予算可決後、9月9日から10月いっぱい、28日までを交付申請期間と考えてございます。農業支援交付金につきましては、平成30年の収入と令和3年の収入の比較でございます。これが速やかに確認でき次第、年内交付をして、今年の本作、次期作の準備に間に合うように、個人については10万円、法人については20万円ということで、交付を考えてございます。

原油価格・物価高騰対策の交付申請時期については、9月9日から12月15日までの期間としてございます。今年の1月1日から12月いっぱいまでに購入した農薬とか肥料、またはパイプハウスの設置、飼料の購入価格を12月いっぱいまでに申請していただいて、年内に交付を考えてございます。

もう一つ、交付金額がほかの市町と比較して少ないという御指摘でございます。まず1つ目、農業者支援交付金の個人10万円、法人20万円については、これまでも中小企業支援交付金であるとか事業復活支援金、ほかの業種なんかも、個人に10万円、法人20万円という形の金額になっていましたので、それに合わせたというのもありますけれども、まずもって、この交付金額の算定に当たっては、ほかの市町は主に認定農業者等の担い手に限定ということにはなっておるんですけれども、本市につきましては、自給農家を除く全農家を対象としています。

今現在、本市の農家数は1,624件ほどございます。そのうちの専業農家については、今現在324件、そして第1種兼業農家、こちらについては、世帯の収入の50%以上が農業収入に占める世帯でございますけれども、これが111件ございます。それ以外についてが第2種兼業農家ということで、889軒の農家も全て、自給農家を除いてこの対象としてございますので、中小企業支援交付金なんかとの価格の整合性と、農家も自給農家を除いて全農家を対象に支給する考えでございますので、妥当な数字というか、ほかの市町と比べて若干の少なさはあるかもしれませんが、全農家を対象にした交付金ということになっておりますので、御理解をいただければと思います。

また、原油価格・物価高騰対策の単価については、各市町それぞれいろいろな価格設定をしてございます。一律ではないんですけれども、例えば参考に、矢板市なんかは原油高騰の差額の15%であるとか、那珂川町については、農業収入に応じて一律5万円とか10万円とか15万円の交付、または益子町なんかは、業種を問わず一律に3万円というような交付単価等になってございます。

那須烏山市の場合には、原油価格・物価高騰対策についても、園芸農家から畜産農家まで全ての農家を網羅して支援しようということで、若干単価の大小の差はほかの市町とあるかもしれませんが、全農家を網羅して交付金を考えた制度になってございますので、御理解をいただければと思います。

農政課のほうからは以上でございます。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） それでは、31ページ、会計年度任用職員の勤務時間についての質問がありましたので、それについてお答えします。

会計年度任用職員は、正職員の業務をあくまで補完するために任用する職員というのがまず前提でございます。その中で、常勤の普通の正職員と同じくフルで働く職員と、そのほかにパートタイムで働く職員の2つに大きくくりで分かれます。

フルタイムの働く職員につきましては、先ほどの31ページのところで、イ、会計年度任用職員、補正後でいいますと131名のうち、その下、括弧で130名とあります。この1がフルタイムで働いている職員になります。したがって、ほぼほぼそれ以外の方は全てがパートタイムで働いている職員の部類に入ります。その中のパートタイムでも多いのが、週5日7時間勤務。通常の職員は7時間45分ですが、7時間、8時半から始まって4時半に帰ると。通常の職員より45分短く勤務をされる人がほとんどでございますが、そのほかに各課の業務に応じて、さらに週3日だったり週4日だったり、6時間、4時間、そのような時間制限を設けてやっている職員もおりますので、一概に全ての職員がそういうわけじゃないんですが、基本的にはパートタイム職員は7時間以内の勤務を行っている職員が多ございます。また、週5日にかかわらない会計年度任用職員がいるというような状況になっております。勤務時間につきましては、大きくくりにお話しましたが、このような状況でございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 私のほうからは、田野倉交差点の通行止めにつきまして、御説明を申し上げます。

県の烏山土木事務所発注の県道宇都宮那須烏山線田野倉交差点工事につきましては、現在、3つの工事が進められております。全面通行止めで実施しているところでございますが、いずれの工事につきましても、早期完成に向けまして、鋭意、工事を進捗させている状況でございます。

金田橋の橋梁工事につきましても、間もなく上部が架かるということで伺っております。5月15日付のお知らせ版で周知しておりますとおり、来年、令和5年2月25日までには、

通行止めは解除できるというところで伺っておりますので、御理解をお願いしたいと思っております。

○議長（渋井由放） 高田上下水道課長。

○上下水道課長（高田 勝） 水道事業のほうの会計で回答させていただきます。

まず、質問の中身をちょっと確認したいんですけども、まず水道基本料金の免除は、本市は10月の検針分と12月の検針分というところで、4か月免除というふうな制度になっております。

それと、総事業費4,780万円なんですけれども、こちらはシステム改修費120万円が入っております、実際の交付額とは違ってございます。実際、シミュレーションしている金額は、1期分が2,340万円、掛ける2で、4か月分になります。それが4,680万円となり、人口で1万一千何がしで割りますと、こちらの数字でいきますと、4,600円というふうな状況になっております。まず4か月というところで訂正させていただきたいと思っております。

それと、他市町村ではというところでどうなっているかといいますと、本年度は、県内の水道事業体は23団体あり、本市を含めて5団体が減免を実施する予定です。減免の月数は、2か月、3か月、4か月、6か月と異なっております。本市は4か月となっております。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 大体了解いたしました。

そこで、農政課長、ひとつ再質問したいんですが、コロナに関するよその市町村の交付金、これは私、新聞に報道される限りは承知しているんですが、そのほか、課長としては様々な情報を入れていると思うんですよ。念のためにもう一回聞くんなんですが、よその市町村に比較して劣る、少ないというようなことはないのかどうか、これが1点。

それともう一つ、コロナに関する支援金というのは、今回、農業に関しては初めてですよ。それで、商工業は去年、既に始まって、1億円から交付しているわけですよ。もちろん今年も交付しているんです。そういった商工関係に対してのコロナ支援金と、農業者に対するこの支援金、これを比較して、問題ないですか。農家に対する今回の支援金、これでやむを得ないんだと、釣合いが取れていると、そう理解しているのか、この辺のところをお伺いします。

○議長（渋井由放） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） まず、他市町との比較でございます。

全25市町の比較はしてございませんけれども、この交付額については、中小企業支援交付金の金額とも整合性が図られていると考えてございます。また、先ほども申し上げましたように、全農家を対象とした交付金制度になってございますので、当然、認定農業者とか第1種兼

業農家までに絞ってしまえば、交付単価は上がるわけですが、幅広く、県内ではやったことのない、画期的に全農家を救うという意味では、交付金額については少なくないと捉えているところでございます。

また、先ほどの中小企業支援交付金との比較という点では、農家支援という中では今回、初めてでございます。しかしながら、農家につきましては、中小企業の支援とまた別に、生産調整の転作奨励金であるとか、収入保険制度であるとか、共済の保険制度なんか、かなり農業者支援については違った意味で国のほうからの補助金なんかも当然、入ってございますので、今回、初めてでございますけども、そういうのを加味すると、バランスが取れているかどうかという点ではなかなかお答えしづらい面はあるんですけども、農業者支援については、今回初めてではありますけども、十分な支援の内容にはなっているんじゃないかと担当課のほうでは考えてございますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（渋井由放） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 課長、やはりよその事業と交付金というのは、均衡が取れているかどうか、これが重要なんですからね。もうこれは皆さん、全課長さんがそういうようなことは十分認識した上で、交付金というのは決定してもらいたいと思います。

それと、上下水道課長、この前もらったこの資料の中でこう書いてあるんですよ。「基本料金を2期分免除する」とあったものですから、1期分というのは2か月分なので、だから4か月になったんだろうけど、2期分というから、私はこれは2か月分なのかなと、そう理解したわけなんです。分かりました。

○議長（渋井由放） ほかにございませんか。

13番沼田邦彦議員。

○13番（沼田邦彦） 何点かお伺いいたします。

細かい部分なんですけれども、19ページ、JR烏山線利用促進事業費の詳細な説明をもう一度お願いいたします。

次、25ページです。ふれあいの道づくり事業、大変人気のある事業なんですけれども、600万円の補正がついております。そうしますと、今年度トータルで何本、何か所の整備予定になるのか伺います。

次に、同じく25ページ、市営住宅の管理費、それぞれ100万円、百数十万円ついておりますけれども、どのような工事になってくるのか伺います。

次に、27ページ、図書館運営費ですね。先ほど説明ありましたけれども、もう少し細かく詳細に説明をいただければと思います。

それと最後、29ページ、学校給食センター運営費、こちらもう少し詳細に説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（渋井由放） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） それでは、最初に御質問いただきました19ページ、JR烏山線利用促進事業費、21万3,000円の補正の件でございます。

こちらのJR烏山線の100周年の件は、今回の議会でもいろいろ質問をいただいているところでございます。いろいろな仕事が必要な中で、まずプロモーション活動を今、進めているところでございます。先般の山あげ号のときなんかにもいろいろやらせていただいて、そういったプロモーションがまずは有効だろうということで、今回の補正は、スマートフォンのサイトを作りたいというものでございます。そのスマートフォンのサイトに、できれば動画を最終的には何本か載せたいと思っております、まずはすぐにやれそうな動画を1本でも2本でも多く作りたいなと思っておりますところでございます。

今回のこの金額は、そのサイトを作るために必要なお金、ドメインを取得する、あとはレンタルサーバーを借りる、あとは動画の編集をちょっとお手伝いいただく委託料とか、あと動画を撮影するに当たって、備品、スタビライザーとか、あとは集音マイクとか、そういったものを購入するというものでございます。

なるべく自前で作りたい、地域おこし協力隊の隊員が、おかげさまでスキルが大変高いので、そこになるべくやっていただこうと思っております。本当は結構な金額がかかると言われていた部分ですが、自前で作るようにして、お手伝いいただく部分は、先ほどの動画編集とか動画撮影の部分だけになるかなと考えているところでございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） ただいま御質問いただきました、ふれあいの道づくり事業、今回600万円の補正を計上させていただいております。

令和4年度の新規箇所としまして、4か所、受付をしております、そちらの箇所を含めまして、全部で9か所、今年度予定しております、うち3か所につきましては、今回の補正をもって、4年度完了を見込んでおります。

続きまして、市営住宅管理費でございます。

まず、市営滝田住宅につきましては、1軒、空きが出たものですから、そちらの解体を実施したいということで、130万円計上させていただいております。

それから、神長住宅、こちらにつきましても、空きが出た住宅につきまして解体を予定して

おりまして……、失礼しました。神長住宅につきましては修繕ですね。修繕を予定しておりますので、修繕工事に100万円を計上しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（渋井由放） 水上生涯学習課長。

○生涯学習課長（水上和明） 私のほうからは、南那須図書館運営費455万4,000円の説明をさせていただきます。

本市の図書館におきまして、9月から電子図書サービスを開始したところでございます。当初予定していた電子図書コンテンツに加えまして、新型コロナウイルス対応の地方創生交付金を活用しまして、電子図書の拡充を行い、さらなる利用促進を図るものでございます。

当初導入予定の電子図書コンテンツは、約8,200タイトルを予定していたところですが、今回、追加分ということで、1,200タイトルほど追加しまして、合計約9,400タイトルになりまして、市民の皆さんに、より多くの本を提供するということでございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 大鐘学校教育課長。

○学校教育課長（大鐘智夫） それでは、学校給食センター運営費の中身について御説明いたします。

こちら、2つの予算を計上させていただいております。まず、1つ目です。学校給食用食器・はし購入でございます。こちらですけれども、食器の衛生管理検査というのを行っているんですけれども、やはり残留でん粉とか残留脂肪、そういったものを検出されておまして、衛生面で指摘をされているということもございます。今回は、汁物を入れるおわんとお箸、それぞれ1,900個、こちらを購入する費用を計上したものです。

それともう一つですけれども、学校給食食材高騰対策交付金の予算を計上しております。こちらは、やはり世界的に原油・物価高騰しております。給食の食材も高騰しておりますので、その高騰分を保護者に求めるものではなく、市が交付金として学校給食会に交付いたしまして、対応するための交付金でございます。こちらの交付金の対象ですが、2学期、3学期の131日分を交付予定としております。1日当たりの単価の10%分を計算根拠として入れております。

すみません、それで予算額ですね。失礼しました。学校給食の食器購入ですが、こちらが226万5,000円です。それと、高騰対策交付金ですが、こちらが621万3,000円の予算計上をしております。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） すみません、先ほどの沼田議員の御質問に対しまして、市営

旭住宅の管理費130万5,500円につきまして説明が漏れまして、申し訳ございません。

こちらにつきましても、解体工事を130万円、それから修繕としまして5万5,000円、以上135万5,000円となります。

よろしく申し上げます。

○議長（渋井由放） 13番沼田邦彦議員。

○13番（沼田邦彦） JR関係なんですけれども、地域おこし協力隊の方の持ち味を生かして、できるだけ予算を抑えて動画を作るということで、すばらしい取組だと思えますけれども、もう少し踏み込んで、どんな動画になるのか、今の時点で分かればもう一度伺います。

次に、図書館ですけれども、電子の部分で、どんどん、どんどんメニューが増えていくことで、指定管理者との運営状況ですか、しっかりと行っているのか、この点、確認させていただきます。

○議長（渋井由放） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） それでは、スマートフォンサイトに載せたいその動画の今検討している内容ですけれど、話題として内部で挙がっておりますのは、1つは、烏山線の車窓から見える風景というんですかね、烏山線沿線で結構ビューポイントというか何か所かございますので、そういったところを、何というか、車窓からうまくクローズアップできるような、そういう動画が撮れるといいねという話を1つしています。

それと、烏山線から見えないですけど、もうちょっと離れているところにも結構いろいろ名所がございますので、そういったところを巡れるといいねという話をしましたり、あとは、話題として出ていますのは、999の走った当時のいろいろな材料を、皆さんストックされていたりとか、いろいろ話を聞きますので、そういったものももう少し集められるといいねというようなお話はしてございます。

先日、こども議会が8月にあったときにも、やっぱり若手の皆さんが、そういう車窓からみたいのがいいんじゃないですかということを言っていっちゃいましたので、参考にさせていただいてというふうに検討しているところです。

以上です。

○議長（渋井由放） 水上生涯学習課長。

○生涯学習課長（水上和明） 指定管理業者との運営の件なんですけど、今回のこの電子図書 の拡充に関しましても、当然、指定管理者のほうと十分情報を共有しまして、連絡を密にしまして行っておりますので、運営に関しましては、問題なく行われていると認識しているところでございます。

以上です。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 私からは、1点だけちょっと確認したいと思います。

7ページ、一般会計の中の、ここに債務負担行為の内容が5点ありますけれども、この一番最初の人事評価システム、これについてちょっと確認だけさせてください。

これは、要するに本市独自のものというのは何かあるのかどうかというのが特に気にかかります。要は、県のほうでこういうシステムでどうだというものを、そのまま受け入れているのか、それとも本市独自で、独自のものを入れた評価制度なので、システムをここにこういうふうに入れているんですよという、そういう答えが欲しいんですけど、この辺、どうなっているか教えてください。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 現在入っておりますのは、本市独自のシステムでございます。それが令和4年度をもって切れることから、新たな修正を加えた人事評価システムを導入する必要があることから、債務負担行為として今回、上げさせていただいているものでございます。

○議長（渋井由放） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 本市の人事評価システムに関しては、ここが優れているというか、こういうところが、何なんだろうな、ここが一番工夫してつくったところなんだというのがあれば、もっと受け入れやすいんだけど、市独自のものだけだとちょっと分からないので、その辺のところをちょっとPR含めて教えてもらいたいんですけど。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 大きなベースは、各自治体、評価のポイントとかそういったものは基本的には一緒でございますが、それに伴って、各評価者、被評価者の集計、またその内容を確認する、またその傾向を把握する、そういった集計値が出るようなシステム加工になってございますので、さらにそういったものを分析しながら、各評価者に対して指導ができるようなシステムの導入になってございます。

また、評価される側もちゃんと説明がしっかりできるようなものとして確認できるようなものを導入してございますので、今回、新たにもう少し、今まで使っていたものに使いにくい部分があったので、そこを改修するような新たなシステム導入となってございます。

○議長（渋井由放） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） これは実際にこういうふうに使っているんですよというものを聞いたほうが分かりやすいので、今のやり取りはほとんど文学的なやり方だったので、後でじっくり議員のほうからも行きますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、議案第1号から議案第6号までの6議案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第10 議案第1号 令和4年度那須烏山市一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11 議案第2号 令和4年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第12 議案第3号 令和4年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第13 議案第4号 令和4年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第

1号)について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第14 議案第5号 令和4年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第15 議案第6号 令和4年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩いたします。再開を14時15分といたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時15分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第16 議案第12号 那須烏山市過疎地域持続的発展計画の変更について

○議長（渋井由放） 日程第16 議案第12号 那須烏山市過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第12号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

令和3年4月1日に施行されました、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法において、本市の旧烏山町地域が過疎地域に指定されましたことを受け、令和4年第1回那須烏山市議会3月定例会におきまして、那須烏山市過疎地域持続的発展計画の策定に関する議決をいただいたところであります。

その後、同法第43条の規定に基づく令和2年国勢調査の結果により、令和4年4月1日に、旧南那須地域を含めた市の全域が過疎地域として指定を受けたことに伴い、市過疎地域持続的発展計画の一部改定を行い、同法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

6番青木敏久議員。

○6番（青木敏久） 質問させていただきます。

変更の中で、2ページに、観光においてはユネスコ無形文化遺産に登録された烏山の山あげ行事や、国指定を目指している烏山城跡、龍門の滝、そしてメグロブランドというふうには、メグロブランドが加わったと承知しておりますけれども、先ほどの一般会計補正予算の質疑の中でもございましたとおり、来年は烏山線開業100年を迎えるということで、メグロブランドというバイクもございますけれども、当市においては、以前、烏山線を走っていました車両が市内にあるんです。それで烏山線の車両が3台あるということも含めると、来年の100年目を迎えるに当たって、烏山線を盛り上げなくちゃいけないというときに、その車両を活用することは極めて重要なことだと思います。

その車両があるのが、まだ市民の間では熟知されておりませんが、那珂川清流鉄道さんに3台置いてございます。鉄道ファンの間では、かなり全国的に有名なところですが、いかんせん市内では認知度が低いということもありますので、本来であれば、メグロブランドなどと一緒にするのはではなく、烏山線の利用促進ということを考えるのであれば、那珂川清流鉄道さんの旧JR烏山線の車両もあるということで、そこを一言、書き込んではどうかなと、そんな思いもございますので、発言させていただきました。

お考えを聞きたいと思います。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） ただいまの青木議員からの御質問、2ページの件でございます。

当然、社会的発展の方向の概要ということでまとめさせていただいております。今、御提案の部分につきましては、貴重な御意見だとして承りたいと思います。入れるか、入れないかは、持ち帰らせていただきますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（渋井由放） 6番青木敏久議員。

○6番（青木敏久） この場ですので、十分、御検討の上、庁内で協議していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） この会期中に御回答したいと思いますので、よろしく申し上げます。

○6番（青木敏久） 了解です。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） ちょっと確認なんですけど、今回の資料というのは、旧南那須町が表に入っただけなのか、それに加えて何かほかにここを追加したというのは……そういう見方で見ようと思ったんだけど、ただそれだけなのか。表に旧南那須町を入っただけなのか、それで中身は何も変えていないのか、ちょっとそれだけ教えて。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 今回の変更については、4月1日付で旧南那須町地域が指定になったということでの変更でございます。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） 辺地対策事業債で、市道曲畑田野倉線が改良されていますね。こちらの道路改良はどんな状況なんですか。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 今の御質問でございます。

当然、過疎が指定になれば、有利な起債が借りられます。過疎対策事業債と申し上げますが、今、高田議員の御質問の中に、曲畑田野倉線の話が出ました。これは現在も3年目で進めておりますが、これは辺地対策事業債ということで、有利な起債を活用させていただいています。

今回の過疎対策事業債につきましては、参考までに、今年度の起債予定としましては、やはり道路3本、3路線ですね。内訳としては、橋梁も含めるということで現在、進めております。詳細は都市建設課長のほうが存じ上げておりますが、今年度もそういった有利な起債も活用して進めてまいりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） ただいま総合政策課長が申し上げましたとおり、田野倉曲畑線、それから下川井柏崎線、こちらにつきましては、辺地対策事業債ということで事業を進め

ておりまして、新たに過疎対策事業債を使用しまして整備するのが、橋梁の維持管理ということで、三箇小白井線、南那須の一番上流、三箇の上にあります青雲橋、こちらの橋梁補修に取り組んでまいります。

それから、同じく橋梁の維持管理ということで、塗装にPCBという、そういうものが入っている橋がございまして、それを取り除く工事をやります。それが神長地内でございますね。古屋敷萩田線、塙橋、こちらの工事を実施します。

それから、森田の芳朝寺の下のところに寺下橋というのがございますが、こちらにつきましても整備するということで、そちらの設計業務に3路線ということになりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（渋井由放） 15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） 了解。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 先ほど青木議員にお答えした部分でございますが、私もちょっと補足させていただきますが、メグロブランドなどというような文言を付け加えさせていただいた理由には、1つは、県の方針にメグロブランドが追加となったことから、こういったことを踏まえさせていただきました。

それだけ補足させていただきます。あとの分は御検討させてください。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 私は9点ほどお伺いします。

まず、この過疎の地域指定というのは、本市の申請によって指定されたのか、それとも国の一方的な公示があって、旧南那須の地域が追加指定になったのか、まずこの1点をお伺いしたいと思うんですが、この文言を見ますと、「旧南那須地域が追加指定を受けた」とあるんですが、国の公示によりそうなったというのですから、はてな、これはどちらが主体なのかなと思ひまして、お伺いするものです。

それと2点目は、この計画書の3ページに、人口の問題があります。旧烏山、旧南那須、両地区の人口の差、これを見ますと、昭和50年の頃、今からでは50年も前は、烏山2に対して南那須1と、2対1ぐらいの人口の差があったんですが、これが年々縮まってきて、今は4対6、烏山6、南那須4、そのぐらいの割合になって、どんどん、どんどんこの差がなくなってくるわけなんです。旧烏山、南那須、その両人口が同数になるのは、これは今から何年後になると見込まれているのか、これについてお伺いします。

3点目、お伺いします。7ページに、水道の施設の更新計画がありますね。これはもう令和

3年度から、決算書を見ますと、鴻野山・向田地区を1,000メートルほど事業をしたとあるわけなんですけど、これはこの事業計画でもって、今回のそのやりたい部分というのは全部できるのかどうか、この計画内容についてお伺いしたいと思います。

次に4点目は、9ページに、5か年計画の具体的な事業がまだ載っていないんですが、この策定時期ですね。いつこの事業が策定されるのか、それとこれに対する過疎に関する補助率というのは何%になるのかをお伺いしたいと思います。

5点目は、18ページに下水道関係がありますね。烏山地区の下水道水洗化率、39.1%ではなかったかと思えますね。それで将来、確実に達成できる水洗化率というのは、とても100%なんかできっこないですよ。何%までを見込んでいるのか、この辺のところをお伺いしたいと思います。

20ページに、住宅の問題があります。住宅一部用途廃止をするということになっているんですね。これは入居希望者が減少しているために、市営住宅を縮小しようとしているのかどうかについてお伺いします。この住宅は、もう築後34年から68年も経過している本当に古い住宅ですね。これについてどう考えているのか、お伺いしたいと思います。

次に、23ページ、医療の件です。医療の確保の件なんですけど、今この資料を見ますと、市内に個人の開業医というのは、17医療機関があるようですね。この17医療機関、後継者はどうなのか、非常に私、このところを心配しているものですから、その辺のところ、情報が把握できているなら、お伺いしたいと思います。

次に、27ページの資料館の整備の件です。ここでは、整備困難とあるわけですね。私、この歴史文化財の歴史や文化に関するこういった資料の保存に関心、どうも執行部では関心が無いのではないかと。これは教育長もそのように考えているのではないかと。思っているんですが、この辺のところはどうなんでしょうか。

次に、29ページの本庁舎の件、これは同僚議員が今回の一般質問に入れているものですが、私はこれは遠慮したいと思います。ですから、8点、質問申し上げました。

以上です。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 私のほうからは、全体計画、総合政策課のほうで担当しておりますので、私のほうでは、5番、6番、7番は所管課長のほうから説明させますので、それ以外について、私のほうで御説明申し上げます。

まず1つ目ですが、過疎地域の指定は国の指定かどうかということでございます。これは国の指定によるものでございます。

2点目の人口の差についてでありますけど、地区別人口の推移というもので、市のほうでは、

第2期市のまち・ひと・しごと創生総合戦略というものを策定しております。その中で、令和42年、いわゆる38年後ですかね、の推計を行っております。その際には、旧烏山地区の人口が6,946人、旧南那須地区が4,968人というふうにシミュレーションをしております。ということは、同数にはならないという計画で進めておりますので、御理解いただければと思います。ただし、市全域の過疎地域指定ということでもありますので、旧町単位で考えるのではなく、市全体としての人口減少対策に取り組むべきと私どもは考えておりますので、御理解いただければと思います。

次に、3番目、4番目の御質問ですが、一括でお答えさせていただきます。

水道施設につきましては、平成29年度に策定しました水道施設電気機械更新計画及び平成30年度に策定しました水道管路更新計画に基づき、送水管を含めた更新を進めております。なお、本計画の10ページ以降の分野別の主な施策につきましては、改めて具体事業に関する計画を策定するものではなく、市総合計画や、総合計画に基づく個別計画の中で、実施時期などの具体的内容が示されることとなりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、8番目でございます。資料館整備の部分でございますが、歴史・文化の保存・活用は、非常に重要な取組であると考えております。このようなことから、烏山城跡の国史跡指定後に策定する烏山城跡保存活用計画の検討の中で、資料館機能を併せ持つガイダンス施設の整備について、他の公共施設との複合化などの具体的な検討を進めてまいることとしております。

庁舎整備については、省略させていただきます。

あと5番、6番、7番については、所管課長のほうから説明申し上げます。

○議長（渋井由放） 高田上下水道課長。

○上下水道課長（高田 勝） 私のほうは、5番の18ページ、生活排水処理施設関係でお答えさせていただきます。

まず、烏山地区下水道水洗化率39.1%なんですけども、烏山地区の下水道水洗化率の向上につきましては、これまでも戸別訪問やチラシ作成・配布など、下水道接続の推進に努力してきましたが、現状としては、水洗化率がほぼ横ばい状態でございます。

整備が済んだ地区につきましては、新築や改築の際に下水道への接続が見込まれますが、今後、いつどのくらいの件数が接続となるかは、予想できない状態でございます。したがって、将来確実に達成できる率については、お答えしかねます。今後も啓発活動に努力してまいりたいと思いますので、何とぞ御理解のほど、お願いいたします。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 私のほうからは、持続的発展計画20ページの5、公営住宅につきまして、答弁いたします。

公共施設等総合管理計画におきまして、市営住宅、当面につきましては新築はせず、新耐震構造に沿った住宅は、計画的な維持管理による長寿命化を図り、未耐震住宅におきましては、施設の老朽化や入居者の状況、それから土地の問題、借地等もありますので、それらを踏まえ、用途配置を検討しているところでございます。中山議員御質問の入居希望者につきましては、減少というところではございませんで、空きが出た際には入居の募集をかけ、入居を決定しているところでございますが、そのときどきで募集の住宅によりましては、一度の募集では応募がないというところもございます。そういう場合には、再度の募集をかけ、入居者を決定しているところでございますので、一概に減少しているというところではないと思いますが、現状、市営住宅については、不足はしていないものと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（渋井由放） 皆川健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆川康代） 7番目の御質問、23ページの医療の確保についてでございます。

個人の開業医のそれぞれの後継者につきましては、市では把握しておりませんので、申し訳ございませんが、ここで答えすることができません。

ただ、今後一層、人口減少が進む中、医療の確保について見直しが必要だということになる場合には、市の医師団ですとか南那須医師会等と連携をして、地域医療の体制等について検討はしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（渋井由放） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 今、最後に答弁のあった個人開業医の今後の後継者がいるのかどうか、これは全く分からないということで、極めて残念です。大金、田野倉にもそれぞれ1軒ありますが、どうもどちらも後継者がいないようなんです。そうしますと、これは本当に将来大変だなと思っているわけなんです。

これはこの前も申し上げましたが、そうすると、やっぱり那須南病院が頼りということになるものですから、ここに相当これからお金をかけて整備することになるのではないかと思います。烏山地区もやっぱり同じような状況なのかなとは思っているんですが、これは皆川課長、この辺のところは十分把握する必要があります。

これはこれからの那須烏山市の医療体制がどうなるのかは重要な問題ですから、検討していただきたいと思っております。

それと、烏山地区の下水道ですね。確実な目標値が見通せない。これは残念ですね。1つ目標を立てて、これに向かって、例えば40%なら40%、45だの50なんて無理だと思いますから、1つ目標に向けて最大限の努力をする、これがそれぞれ与えられた職員の使命では

ないかなと私は思っていますから、頑張ってください。

以上です。

○議長（渋井由放） 答弁はよろしいですね。

○14番（中山五男） 結構です。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第16 議案第12号 那須烏山市過疎地域持続的発展計画の変更について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第17 議案第13号 令和3年度那須烏山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○議長（渋井由放） 日程第17 議案第13号 令和3年度那須烏山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第13号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和3年度水道事業会計の未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容は、令和3年度に補填財源として使用した減債積立金及び建設改良積立金の合計1億1,993万3,806円並びに過去に補填財源として使用され、現金の裏づけがなくなっている未処分利益剰余金3,010万円の合計額1億5,003万8,006円の資本金に組み入れ、残額の5億8,606万2,754円を建設改良積立金に積み立てるものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第17 議案第13号 令和3年度那須烏山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第18 認定第1号から日程第25 認定第8号までの令和3年度那須烏山市一般会計決算の認定について、令和3年度国民健康保険特別会計決算の認定について、令和3年度熊田診療所特別会計決算の認定について、令和3年度後期高齢者医療特別会計決算の認定について、

令和3年度介護保険特別会計決算の認定について、令和3年度農業集落排水事業特別会計決算の認定について、令和3年度下水道事業特別会計決算の認定について、令和3年度水道事業会計決算の認定については、いずれも令和3年度決算の認定に関するものでありますことから、一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

-
- ◎日程第18 認定第1号 令和3年度那須烏山市一般会計決算の認定について
 - ◎日程第19 認定第2号 令和3年度那須烏山市国民健康保険特別会計決算の認定について
 - ◎日程第20 認定第3号 令和3年度那須烏山市熊田診療所特別会計決算の認定について
 - ◎日程第21 認定第4号 令和3年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
 - ◎日程第22 認定第5号 令和3年度那須烏山市介護保険特別会計決算の認定について
 - ◎日程第23 認定第6号 令和3年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
 - ◎日程第24 認定第7号 令和3年度那須烏山市下水道事業特別会計決算の認定について
 - ◎日程第25 認定第8号 令和3年度那須烏山市水道事業会計決算の認定について

○議長（渋井由放） よって、認定第1号から認定第8号までの決算の認定については、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 認定第1号から認定第8号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、認定第1号 令和3年度那須烏山市一般会計決算の認定についてでございます。

令和3年度は、第2次総合計画の4年度目として、目指すべき将来像に向けて、限られた財

源の計画的な活用に努めることを基本として、予算の執行に当たってまいりました。

一般会計当初予算108億7,418万3,000円の予算編成を行い、第2次総合計画の基本目標に沿った子育て、教育、にぎわいの創出など、市民の生活優先を基本とした各種事業を展開してまいりました。

歳入では、財源の柱である市税収入が、固定資産税の家屋の評価替え及び新型コロナウイルス感染拡大に伴う中小企業者の固定資産税の減免などが要因となり、前年度を下回る結果となりましたが、普通交付税については、経済対策等に伴う国の補正予算による追加交付決定等により、前年度を上回る結果となりました。

今後も、自主財源確保のため、税の収納対策や新たな財源の確保に努めてまいります。

歳出では、なすから赤ちゃん応援事業、保健福祉センター施設整備事業、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、住民税非課税世帯及び子育て世帯への臨時特別給付金事業、社会資本整備総合交付金及び合併特例債を活用した道路整備事業、大桶運動公園施設整備事業、小中学校照明LED化事業、国体開催運営事業等に取り組むこととし、地方創生臨時交付金を活用し、市内中小事業者への支援事業や学校給食費への助成事業などに取り組んでまいりました。

少子高齢化の進展、人口減少問題、後年度において取り組むべき施設の集約化や整備事業など、これから多大なる財政負担が必要となってまいります。

今後も、中長期財政計画や公共施設等総合管理計画に基づき、一層の行財政改革・財政運営の健全化に努めながら、無駄のない確実性のある事業の推進を図ってまいります。

さて、令和3年度一般会計の決算状況を申し上げます。

歳入総額は136億1,926万9,070円で、前年度比31億6,886万6,470円、18.9%の減であります。歳出総額は130億6,384万9,733円で、前年度比31億1,930万8,315円、19.3%の減であります。歳入歳出差引額は5億5,541万9,337円であります。翌年度へ繰り越すべき財源は4,724万7,000円、実質収支額は5億817万2,337円、歳計余剰金の処分として、財政調整基金への積立額1億3,000万円、庁舎整備基金への積立額8,000万円、市有施設整備基金への積立額8,000万円であります。

令和3年度の純繰越金は2億1,817万2,337円で、予算額に対する執行率は、歳入が99.4%、歳出が95.3%でありました。

それでは、歳入歳出の主な内容を御説明いたします。

まず、歳入であります。

市税は、32億1,429万4,000円、対前年度比1億663万9,000円、3.2%の

減額となりました。主に固定資産税の家屋の評価替え及び新型コロナウイルス感染拡大に伴う中小企業者の固定資産税の減免が要因であります。

地方譲与税及び各交付金は、おおむね前年度を上回る結果となりました。

普通交付税は、国の補正予算による追加交付決定等により、対前年度比3億9,741万3,000円、10.3%の増額となりました。

特別交付税は、対前年度比231万円、0.4%の減額となりました。

地方交付税総額は、48億2,420万7,000円、対前年度比3億9,510万3,000円、8.9%の増額となりました。

国庫支出金は、特別定額給付金給付事業費補助金、農地・農業用施設災害復旧事業費補助金等の減額により、対前年度比32億8,070万2,000円、57.7%の減額となりました。

県支出金は、畜産担い手育成総合整備事業費補助金等の減額により、対前年度比1億1万3,000円、10.8%の減額となりました。

市債は、観光施設整備事業債や公共土木施設災害復旧事業債等の減により、対前年度比2億8,850万、33.9%の減額となりました。

次に、歳出であります。

1款議会費は、おおむね同水準であります。対前年度比167万9,000円、1.3%の減額となりました。

2款総務費は、特別定額給付金の減などにより、対前年度比21億3,448万9,000円、51%の減額となりました。

3款民生費は、住民税非課税世帯給付金、子育て世帯給付金の増額により、対前年度比6億516万5,000円、15.8%の増額となりました。

民生費は、一般会計全体の33.9%を占め、総額44億3,312万4,000円となっております。

4款衛生費は、令和元年東日本台風における塵芥収集処理費が減となったものの、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費の増などにより、対前年度比863万2,000円、0.6%の増額となりました。

6款農林水産業費は、畜産担い手育成総合整備事業費の減により、対前年度比1億2,418万9,000円、22.6%の減額となりました。

7款商工費は、龍門ふるさと民芸館施設整備費の減などにより、対前年度比1億4,220万円、20.3%の減額となりました。

8款土木費は、道路整備事業費、大桶運動公園施設整備費の増により、対前年度比1億7,603万1,000円、24.2%の増額となりました。合併特例債を活用した道路整備

5路線、辺地対策事業債を活用した道路整備2路線に取り組んでまいりました。

9款消防費は、消防車庫建築工事費、防火水槽設置工事費が増となったものの、防災情報伝達システム個別受信機整備事業費の減により、対前年度比は3,270万6,000円、4.9%の減額となりました。

10款教育費は、国体開催運営事業費や、南那須武道館解体工事費、学校給食費保護者負担軽減交付金などが増となったものの、教育情報ネットワーク整備事業費の減などにより、対前年度比1億6,872万8,000円、12.9%の減額となりました。

11款災害復旧費は、令和元年東日本台風災害による農地・農業用施設災害復旧費や公共土木施設災害復旧費の減などにより、対前年度比13億1,890万5,000円、95.5%の減額となりました。

12款公債費は、災害復旧事業に伴う市債の償還が始まったことから、対前年度比1,375万9,000円、1%の増額となりました。

なお、令和4年3月31日現在の市公有財産である土地、建物、山林、出資による権利、物品の状況、基金残高の状況等は、決算書に附属資料として添付しました財産に関する調書のとおりであります。

次に、認定第2号 令和3年度那須烏山市国民健康保険特別会計決算の認定についてでございます。

国民健康保険事業の財政運営主体が市から栃木県に移行して、4年目の決算となっております。

さて、国民健康保険特別会計には、事業勘定と診療施設勘定の2つの勘定がございます。まず、事業勘定から御説明申し上げます。

令和3年度末国民健康保険加入世帯は、4,163世帯、対前年比103世帯減、被保険者数は6,769人、対前年度比234人減でありました。

令和3年の事業勘定の決算額は、歳入決算額が34億1,026万1,240円、歳出決算額が33億870万5,971円であります。歳入歳出差引残額は1億138万5,269円であり、このうち、財政調整基金に6,000万円を積み立てました。

歳入の主なものは、国保税のほか、県支出金及び繰入金等であり、歳出の主なものは、保険給付費が全体の約70.4%を占め、続いて国民健康保険事業費納付金となっております。

国保財政の健全化のためには、医療費の適正化が最重要課題であり、今後も市民の健康増進を目指して努めてまいります。

次に、診療施設勘定でございます。

歳入決算額は5,452万2,176円、歳出決算額は5,058万78円であり、歳入歳出

差引残額は394万2,098円となりました。このうち、国保診療所運営基金に200万円を積み立てました。前年度と比較して、歳入は12.9%、歳出は9.8%の増となっております。

令和3年度は、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大による受診者の医療機関の受診控えにより、患者数は2.6%、診療収入は3.4%の減となり、前年度と比較すれば減少幅が少なくはなりましたが、基金繰入額を増額した運営となりました。

診療所の果たす役割は大きく、地域住民の医療の確保と健康増進のために、今後も各位の御理解と御協力をいただきながら、適正な運営に努めてまいり所存でございます。

なお、国民健康保険特別会計決算につきましては、先般的那須烏山市国民健康保険運営協議会に諮問し、原案のとおり承認を得ております。

次に、認定第3号 令和3年度那須烏山市熊田診療所特別会計決算の認定についてでございます。

熊田診療所は、へき地診療所として、地域医療の充実を第一に考えた運営に努めており、特に高齢者の利用が多く、高齢者の身近な医療機関として、地域に密着している状況でございます。

令和3年度の決算額は、歳入決算額が5,444万5,514円、歳出決算額が4,599万5,818円であります。歳入再歳出差引残高は844万9,696円であり、このうち熊田診療所運営基金に400万円を積み立てました。

前年度と比較して、患者数は2.7%、診療収入は0.1%減となっており、不足する財源は基金繰入及び一般会計繰入により運営いたしました。

熊田診療所が地域の身近な医療機関として地域住民に果たす役割は大きく、今後も経営努力を惜しまず、健全運営に努めてまいり所存であります。

次に、認定第4号 令和3年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計決算の認定についてでございます。

後期高齢者医療制度は、平成20年度から施行され、被保険者の理解も深まり、広く定着してきたところであります。

令和3年度の決算額は、歳入決算額が3億6,022万3,653円、歳出決算額が3億5,639万5,646円であり、歳入歳出差引残額は、382万8,007円であります。

歳入の主なものは、保険料及び一般会計繰入金であり、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金であります。前年度と比較して、歳入は1.6%、歳出は1.3%の増となっております。

今後も、栃木県後期高齢者医療広域連合と連携し、制度の着実な運営と事務の効率化を推進

し、医療の適正化と高齢者の健康増進に努めてまいります。

次に、認定第5号 令和3年度那須烏山市介護保険特別会計決算の認定についてでございます。

介護保険は、第8期介護保険事業計画の1年目として、介護サービス及び介護予防サービスの給付、地域支援事業の充実に取り組んでまいりました。

令和4年3月末現在の要介護及び要支援認定者数は1,654名であり、そのうち87.1%の1,440名がサービスを利用しており、在宅サービスの利用者が80.1%、施設サービス利用者は19.9%という状況でございます。

令和3年度の決算額は、歳入決算額が29億8,758万9,726円、歳出決算額が28億5,664万6円、歳入歳出差引残額は1億3,094万9,720円でございます。このうち、4,000万円を介護保険財政調整基金に積み立てております。

また、予算額に対する執行率は、歳入が100.9%、歳出が96.5%でございます。

歳入の主なものは、保険料、介護給付費の国・県負担金、支払基金交付金、繰入金であります。そのうち、介護保険料の収入済額は5億9,512万1,066円、収入未済額は533万7,514円、収納率は99%であります。

国庫支出金・県支出金は、介護給付費及び地域支援事業費に係る負担金・交付金として交付されたものであります。

支払基金交付金は、第2号被保険者の納付保険料が、介護給付費交付金及び地域支援事業の介護予防事業交付金として交付されたものであります。

繰入金は、介護給付費の市負担分及び職員給付等を一般会計から繰り入れたものであります。

歳出の主なものは、総務費が、職員人件費、電算処理業務委託料、介護認定時の主治医意見書作成委託料、認定支援審査会運営に伴う諸費用、認定調査に伴う諸費用であります。

保険給付費は、介護サービス等諸費、介護予防サービス等の諸費、高額介護サービス等費、高額医療合算介護サービス等費、低所得者を対象とした特定入所者介護サービス等費などあります。

地域支援事業費は、介護予防・生活支援サービス事業費、一般介護予防事業費、包括的支援事業・任意事業費等として支出しております。

諸支出金は、前年度実績による国県・等負担金、償還金及び第1号被保険者の死亡及び転出に伴う介護保険料の還付金であります。

本市は依然、高齢者世帯の独居高齢者数が県内でも上位にあるため、介護予防・日常生活支援総合事業により、高齢者の生活を支える多様なサービス体制の整備に取り組んでおります。現在、烏山地区に1か所、南那須地区に1か所、地域包括支援センターを設置し、多様な相談

や問題ケースに対応できるよう、体制強化を図りました。

フレイル予防を目的とした一般介護予防事業では、市内各地域に設置されたふれあいの里を中心に、住み慣れた地域で地域の高齢者を支援する体制づくりを進めております。令和4年3月末現在で、15か所設置いたしております。

今後も、高齢化問題、地域共生社会の実現に対応するため、地域包括ケアシステムの深化に向けて推進してまいります。

次に、認定第6号 令和3年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計決算の認定についてでございます。

農業集落排水事業は、農村地域の生活環境の改善と、快適な水環境保全のため、興野地区において平成12年1月に供用を開始し、以来、施設の適正な維持管理と水洗化率の向上に努めてまいりました。令和3年度末現在の水洗化率は87.2%であります。

令和3年度の決算額は、歳入決算額が6,554万195円、歳出決算額が6,267万9,647円、歳入歳出差引残額は286万548円であります。

歳入の主なものは、農業集落排水使用料、一般会計繰入金、市債等であり、歳出の主なものは、建設事業に係る地方債の元利償還金、水処理センター施設の維持管理費等であります。

次に、認定第7号 令和3年度那須烏山市水道事業特別会計決算の認定についてでございます。

下水道事業は、生活環境の改善、公衆衛生の向上及び公共水域の水質保全を目的に、南那須地区では、特定環境保全公共下水道が平成10年3月に、烏山地区では、公共下水道が平成15年3月に供用を開始しました。

烏山中央処理区、南那須処理区を合わせました現在の計画面積は249.6ヘクタールであり、令和3年度末で185.2ヘクタールの整備が終了し、整備率は74.2%であります。

令和3年度は、下水管渠の整備と施設の適正な維持管理、水洗化の促進事業に努めてまいりました。

令和3年度決算額は、歳入決算額が3億6,994万2,990円、歳出決算額は3億4,546万7,129円、歳入歳出差引残額が2,447万5,863円、翌年度へ繰り越すべき財源が2,447万5,863円であります。

歳入の主なものは、下水道使用料、受益者負担金、国庫補助金、一般会計繰入金、市債等であります。

歳出の主なものは、両水処理センターの維持管理費、建設事業に係る地方債の元利償還金、烏山水処理センター曝気槽地減速機等修繕工事、南那須水処理センター施設修繕工事であります。

下水道事業につきましては、引き続き適切な施設の維持管理と水洗化率の促進に努めてまいります。

最後に、令和3年度那須烏山市水道事業会計の決算認定についてであります。

令和4年3月末までの営業実績は、給水件数1万121件、給水人口2万4,160人、有収水量253万9,054立方メートル、1日最大配水量1万1,461立方メートル、水道料金収納率99.2%であります。

収益的収支は、消費税抜きで水道事業収益6億109万9,621円、水道事業費用4億8,267万5,720円であります。この結果、令和3年度純利益は、1億1,842万3,901円となりました。

資本的収支は、資本的収入1億745万7,952円、資本的支出4億4,873万7,248円であります。差引不足額3億4,127万9,296円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額、減債積立金取崩額、建設改良積立金取崩額及び引継金で補填いたしました。

以上、認定第1号から認定第8号まで、令和3年度決算の認定について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

何とぞ慎重に御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） ここで休憩いたします。再開を15時20分といたします。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時20分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、決算審査の結果について、代表監査委員の報告を求めます。

瀧田晴夫代表監査委員。

○代表監査委員（瀧田晴夫） 監査委員の瀧田です。地方自治法の規定に基づき、市長から審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに基金の運用状況について、議会選出の相馬監査委員と私が審査した結果を報告いたします。

なお、市長から詳細な説明があったこと及び現在、新型コロナウイルスのBA.5対策強化宣言中ですので、簡潔に報告いたしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

お手元の令和3年度那須烏山市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見書を御覧ください。

1ページです。第1の審査の期間は、令和4年7月5日から14日までの、7月5、11、

12、14日に、市役所南那須庁舎及び水道庁舎で実施いたしました。

第2の審査の対象及び第3の審査の方法については、記載のとおりです。

第4の決算の概要ですが、令和3年度は、前年度と比べ約31億円程度、予算規模が縮小しております。主な原因は、新型コロナウイルス対策及び災害復旧によるものと思われま。新型コロナウイルス対策では、定額給付金の終了、災害復旧では、事業が峠を越したことによるものと思われま。

2ページです。各会計の決算状況です。予算額は、一般会計が当初予算額108億7,418万3,000円に、補正予算額、継続費及び繰越事業費、繰越財源充当額を合わせた予算現額は、137億151万7,000円、特別会計は、当初予算70億3,009万2,000円に、補正予算額1億6,062万3,000円を合わせた予算現額71億9,071万5,000円、一般会計、特別会計を合わせた予算現額は208億9,223万2,000円です。

一般会計及び特別会計ごとの決算状況は、3ページの表のとおりでございます。歳入総額209億2,179万4,564円、歳出総額200億9,048万4,026円、差引残額8億3,131万538円となっております。

4ページです。2の一般会計の決算状況です。

(1)の決算収支です。歳入総額から歳出総額を差し引いた残額は、5億5,541万9,337円。ここから翌年度に繰り越すべき財源4,724万7,000円を差し引いた実質収支額は、5億817万2,337円となっております。

この実質収支額のうち、財政調整基金に1億3,000万円、市有施設整備基金及び庁舎整備基金にそれぞれ8,000万円ずつ繰り入れたところま。

(2)の財政運営についてです。アの歳入について。歳入に係る費用は、5ページ、6ページです。収入済額136億1,926万9,070円で、調定額に対する収納率は95.9%、収入未済額5億5,662万9,637円、不納欠損額は2,888万8,033円。

歳入の主なものは、地方交付税、市税及び国庫支出金で76.7%となっております。

収入済額を前年度と比較すると、31億6,886万6,470円減少しております。主な要因は、普通地方交付税の増額があるものの、国庫支出金の大幅な減のほか、市債、市税、県支出金の減でございます。

収入未済額の99.3%及び不納欠損額の99.6%を市税が占めております。

7ページです。イの歳出についてです。歳出に係る表は7ページ、8ページです。

支出済額130億6,384万9,733円で、予算現額に対する執行率は95.3%。歳出の主なものは、民生費、総務費、衛生費、公債費となっております。

繰越額は2億996万3,000円で、民生費及び農林水産業費、土木費となっております。

8ページの地方債の状況については、記載のとおりです。

9ページです。3の特別会計の決算状況です。(1)の国民健康保険特別会計歳入に係る費用は9ページ、10ページです。Aの事業勘定の実質収支額は1億138万5,269円で、そのうち6,000万円を国民健康保険財政調整基金に繰り入れております。

収入済額は34億1,026万1,240円で、調定額に対する収納率97.9%、収入未済額は6,775万1,891円、不納欠損額は596万5,157円。

歳入の主なものは、県支出金、国民健康保険税です。

保険税の調定額に対する収納率は89.5%で、前年度より1.5ポイント増加しております。

10ページです。イの歳出についてです。歳出に係る表は10ページ、11ページです。支出済額33億887万5,971円で、予算現額に対する執行率は99.3%。歳出の主なものは、保険給付費及び国民健康保険事業納付金です。

11ページです。診療施設勘定の実質収支額は394万2,098円で、そのうち200万円を国民健康保険診療所運営基金に繰り入れております。

歳入に係る表は11、12ページです。収入済額5,452万2,176円で、調定額に対する収納率は100%です。歳入の主なものは、診療収入及び繰入金です。

12ページです。歳出についてです。支出済額5,058万78円で、予算現額に対する執行率は93.8%。歳出の主なものは総務費及び医業費です。

13ページです。(2)の熊田診療所特別会計、歳入に係る表は13ページ、歳出に係る表が14ページです。実質収支額は844万9,696円で、そのうち400万円を熊田診療所運営基金に繰り入れております。収入済額5,444万5,514円で、調定額に対する収納率100%です。歳入の主なものは、診療収入及び繰入金です。

14ページです。歳出についてです。支出済額4,599万5,818円で、予算現額に対する執行率は93.6%。歳出の主なものは、総務費及び医業費です。

15ページです。(3)の後期高齢者医療特別会計です。歳入に係る表が15ページ、歳出に係る表が16ページです。実質収支額382万8,007円です。収入済額3億6,022万3,653円で、調定額に対する収納率99.6%です。収入未済額120万3,132円。不納欠損額は14万8,300円です。歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料及び繰入金です。保険料の調定額に対する収納率は99.4%で、前年度とほぼ同じ水準です。

16ページです。歳出についてです。支出済額5億5,639万5,646円で、予算現額に対する執行率は98.3%。歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金です。

17ページです。介護保険特別会計です。歳出に係る表が17、18ページ、歳出に係る表

が18、19ページです。実質収支額1億3,094万9,720円で、そのうち4,000万円を介護保険財政調整基金に繰り入れております。収入済額29億8,758万9,726円で、調定額に対する収納率は99.8%。収入未済額533万7,514円。不納欠損額90万9,681円。歳入の主なものは、支払基金交付金、国庫支出金、保険料です。保険料の調定額に対する収納率99%で、前年度より0.1ポイント増加しております。

18ページです。歳出についてです。支出済額28億5,664万6円で、予算現額に対する執行率は96.5%。歳出の主なものは保険給付費です。

20ページです。農業集落排水事業特別会計です。歳入に係る表が20ページ、歳出に係る表が21ページです。実質収支額は286万548円です。収入済額6,554万195円、調定額に対する収納率は99.8%、収入未済額10万2,414円、不納欠損額2万3,068円。歳入の主なものは、繰入金、使用料及び手数料です。使用料及び手数料の調定額に対する収納率は98.9%で、前年度より0.3ポイント減少しております。

21ページです。支出済額は6,267万9,647円で、予算現額に対する執行率は97.2%。歳出の主なものは、総務費及び公債費です。

ウの地方債の状況については、記載のとおりです。

22ページです。下水道事業特別会計。歳出に係る表は22、23ページ、歳入に係る表が23ページです。実質収支額は2,447万5,863円です。収入済額3億6,994万2,990円で、調定額に対する収納率は99.8%。収入未済額42万6,159円。不納欠損額は19万3,606円。歳入の主なものは、繰入金、市債、使用料及び手数料です。分担金及び負担金の調定額に対する収納率は81.2%で、前年度より8.2ポイント減少しております。使用料及び手数料のそれは99.3%で、前年度より0.5ポイント増加しております。

23ページです。歳出についてです。支出済額3億4,546万7,127円で、予算現額に対する執行率94.2%。歳出の主なものは、公債費、総務費です。

ウの地方債の状況については、記載のとおりです。

24ページです。財産の管理状況です。

公有財産です。行政財産中、土地及び建物並びに普通財産で異動がありました。土地の行政財産の増は、国土調査に伴う修正増、普通財産の減は、有償払下げによるものです。

建物は、七合保育園の園舎・倉庫の解体、南那須武道館の解体などによる面積の減少です。

山林の所有、分収、いずれも面積については変更はありません。所有の推定蓄積量及び分収の推定蓄積量、生育によるものです。

25ページです。基金の運用及び管理状況です。基金は、一般会計に新たにまち・ひと・しごと創生推進基金を設置した結果、15基金となり、特別会計5基金と合わせて20基金で運

用しており、年度末残高100億4,145万2,306円。昨年度の残高に積立金、取崩額、歳計剰余金処分を加減した結果、11億3,679万3,000円増加しました。

基金の運用状況については、足利銀行をはじめ5つの金融機関に分散し、定期預金を主体として運用しております。なお、奨学基金の一部については地方債、市有施設整備基金の一部については、地方債及び国債、地域振興基金の一部については、国債で運用しております。

26ページの審査結果及び意見についてです。一部、確認できなかった部分はあるものの、令和3年度の各会計の歳入歳出決算に係る計数は、審査した範囲の結果では、おおむね適正と認められます。また、予算の執行状況、財務に関する事務及び財産の管理については、おおむね適正に執行されていると思います。基金の運用についても、それぞれ設置目的に沿って、適正かつ効率的に運用されていると思います。

主な意見についてです。

まず、一般会計、歳入総額136億1,900万円余、前年度と比較いたしまして、約31億6,800万円余の減。歳入に係る財源の構成比率は、自主財源が29.3%、依存財源が70.7%で、自主財源が昨年より5.2ポイント増加しておりますが、災害復旧や新型コロナ対策などにより、国庫支出金の大幅減による構成割合の変化によるものではないかと思われます。自主財源比率が低いのは変わらないと思います。

収入未済額は5億5,600万円余、不納欠損額2,800万円余となっております。特に市税の徴収率は、最低であった平成24年の66.3%よりは改善されているものの、84.7%は、栃木県の平均徴収率96.6%を大きく下回っております。これは、市税調定額の約57%を占める固定資産税の徴収率が76.4%であること、特に数件の大口滞納者の存在が原因と思われます。つきましては、不調に終わった固定資産の大口滞納法人の不動産公売の引き続きの対応、それと県と連携した共同催告や差押え処分など、法的処置を含めた収納未済の解消に取り組んでいただきたいと思います。また、市税の徴収率が7年連続、県内最下位となったことにより、市民の不公平感が生じることのないよう、引き続き丁寧な情報提供をお願いいたします。

歳出総額は130億6,300万円余、前年度と比較して約31億1,900万円余の減。予算の執行率は95.3%で、前年度と比較して1.3ポイント高くなっておりますが、令和元年東日本台風前の平成30年度と比較すると若干低い状況にあります。新型コロナウイルス感染症対策などによる予算規模の確定によるものではないかと思えます。

不用額は4億2,700万円余で、予算現額に対し3.1%程度であり、問題ないのではないかと思います。

基金及び歳計現金の公金については、公金等の管理運用に関する基準に基づき、リスクに配

慮した管理がされていると思います。超低金利時代の現在、高い効果を上げることは困難と思いますが、引き続き適切な資金運用をお願いいたします。なお、令和元年東日本台風に伴い、国、県、市などが連携して行う那珂川緊急治水対策プロジェクトにおける霞堤整備及び防災集団移転事業について、適切な対応をお願いいたします。

次に、特別会計についてです。

歳入総額73億200万円余、歳出総額70億2,600万円余、実質収支額2億7,500万円余、収入未済額7,400万円余、不納欠損額700万円余となっております。前年度と比べ、収入未済額は約1,500万円余減少しております。不納欠損額は逆に125万円増加しております。引き続き、減少に向けた工夫をお願いいたします。

また、一般会計からの繰入金は10億6,000万円余で、前年度と比べ、約2,000万円増加しております。一般会計と同様、市民の不公平感を払拭するため、収納とともに、特別会計の独立採算制の原則に基づいた経営に向けて、引き続き努力してください。

不用額については、全会計で1億6,000万円余の予算現額に対し、2.3%程度ですが、会計によるばらつきは、その性質上、やむを得ないのではないかと思います。

27ページです。今後の財政状況についてです。先ほど報告がありました報告2号 令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率については、問題は見受けられませんでした。

なお、地方債残高が過去最少値に、基金残高が過去最大になったことは、財政状況の立て直しの成果として評価すべきものと思います。しかしながら、将来を展望した場合、今後、人口の減少、高齢化が進展することを考えると、歳入の基本である市税の増加は考えにくいものがあります。

一方、建物及びインフラ系公共施設の老朽化、耐震化のために、長期にわたり多大な財政負担、また少子高齢化や人口減少に対応した社会保障施設に対する負担は年々、増加傾向に、さらに庁舎整備及び広域行政事務組合に対する財政負担もあります。令和3年度に健康管理センターを用途廃止し、公共施設等管理計画策定後、10施設の用途廃止が行われました。また、七合保育園や南那須武道館の解体が行われたところであり、引き続き適切な対応をお願いいたします。

財政の弾力性を示す経常収支比率については83.8%で、前年度と比較して4.4ポイント改善されていると思いますが、普通交付税、普通地方交付税などの増額による収入増と災害復旧に係る支出の減によるものではないかと思われま。

一方、財政の豊かさを示す指標である財政力指数は0.446で、全県的に前年より低下しているところではありますが、県内25市町平均の0.715を下回り、県内23位の本市においては、資産の適正な利活用、遊休資産の売却など、さらなる効果的・効率的な対応が必要か

と思われます。

次に、人材の育成・確保についてです。多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応するため、引き続き職員の資質向上と意識改革、有資格者の退職等を見据えた計画的な人材確保とともに、職員の定年延長についても適正な対応をお願いします。

また、業務の効率的執行確保の観点から、組織間の緊密な連携と、必要な説明責任を果たすことを望むものであります。

次に、法令に対する適切な対応についてです。契約締結に当たっては、法令上、十分な説明責任が果たせるよう、適切な対応とともに、法令の改正に伴う契約書作成に異論のないよう、お願いいたします。

最後に、災害時・緊急時の対応です。大規模災害が頻発する昨今、市民の生命や財産を守る観点から、緊急の行動マニュアルの作成や訓練等の実施の検討をお願いいたします。また、多発している土砂等の埋立てについても、適切な対応を望むものであります。

一般会計、特別会計、基金運用状況に係る審査結果の報告は以上です。

続きまして、水道事業の決算について審査した結果を報告いたします。お手元の令和3年度那須烏山市水道事業決算審査意見書を御覧ください。

1ページです。第1の審査の期日等、第2の審査の対象及び財産の審査の方法は、記載のとおりです。

第4の事業の概要です。管路更新計画に基づく鴻野山地内及び向田地内の配水管更新工事を実施、また、老朽化に伴う小白井浄水場及び三箇浄水場の送水ポンプ取替え工事、前年度からの一般県道烏山停車場線の共同溝設置工事に伴う中央地内配水管布設替えを行っております。

水道料金の現年分の収納率は、昨年度より0.2ポイント増の99.2%でした。

2ページです。業務実績については、表のとおりです。

有収率は65.0%で、前年度と同水準ですが、類似団体の、これは2年度なんです、79.3%を大きく下回っております。

3ページです。2の予算執行の状況です。(1)の収益的収入及び支出です。アの収益的収入は、予算額に対する収入率103.1%、イの収益的支出は、予算額に対する執行率92.8%。

4ページです。(2)の資本的収入及び支出です。アの資本的収入は、予算額に対する収納率111.9%、イの資本的支出は、予算額に対する執行率95.6%。

5ページです。ウの資本的収支状況です。資本的収入が資本的支出に不足した額、3億4,127万9,296円について、消費税と資本的収支調整額などで補填した結果、内部留保資金残高は、9億7,419万1,371円となりました。詳細は表を御覧ください。

6 ページです。経営状況です。当年度の純利益は1億1,842万3,901円で、前年度より150万9,905円減少していますが、当年度の未処分利益剰余金は、前年度と比較して、2,842万3,901円増加しました。

(1) の収益内容です。収益に係る表が7 ページです。アの営業収益は5億3,258万1,763円で、総収益の87.6%が給水収益です。イの営業外収益は6,774万233円で、総収益の10.1%が長期前受金戻入です。ウの特別利益は77万7,625円で、固定資産売却益と、その他特別利益。その他特別利益は、貸倒引当金の戻入益です。

7 ページです。(2) の費用内容です。費用に係る表は8 ページです。アの営業費用は4億4,439万7,998円で、大部分が減価償却費です。イの営業外費用は3,827万7,722円で、ほとんどが支払利息及び企業債取扱諸費、具体的には企業債利息です。特別損失はございません。

9 ページです。経営比率です。前年度と比較して、総収支比率及び営業収支比率で若干の減少が見られます。なお、ここで経常収支比率、これは一般会計と逆で、100%以上じゃなければ損失が出るという形になっております。令和2年度の類似団体の指標と比較すると、全ての指標で類似団体を上回っております。詳細は、表及び記述を御覧ください。

10 ページです。4の財政状況です。資産は、59億6,317万1,487円で、前年度と比較して5,072万3,462円の減少。負債は26億3,742万4,418円で、前年度と比較して1億8,918万9,020円の減少。資本は33億2,574万7,069円で、前年度と比較して1億3,846万5,558円の増加です。

(1) の資産です。資産に係る表、11 ページです。アの固定資産は49億4,390万4,320円で、主なものは、構築物、機械装置、建物です。イの流動負債は10億1,926万7,167円で、主なものは現金預金です。ウの繰延資産は該当ありません。

12 ページです。負債です。負債に係る表は13 ページです。固定負債14億4,074万8,093円で、1年を超えて償還期限が到来する企業債です。イの流動負債は2億7,430万7,716円で、ほとんどが1年以内に償還期限が到来する企業債です。ウの繰延収益は9億2,236万8,609円で、長期前受金です。

(3) の資本です。アの資本金25億8,947万8,909円で、前年度と比較して1億1,004万1,657円増加しております。剰余金は7億3,626万8,160円で、前年度と比較して2,842万3,901円増加しております。要因は、当年度の純利益です。

14 ページです。(4) の水道料金の未収状況です。水道料金の未収額は、旧簡易水道事業からの引継ぎ分を含め、497件、562万1,962円。未納者に対しては、市水道事業給水停止処分取扱い規定に基づき整理を進めた結果、未納件数は減少しました。

平成23年度から令和元年度までの11件、30万3,633円を不納欠損処分といたしました。前年度と比較しまして、件数は2件減少しましたが、金額は17万337円増加しております。

15ページです。財務比率です。前年度と比較すると、自己資本比率が2.1ポイント、固定資産対長期資本比率が0.1ポイント増加し、固定比率が3.9ポイント、流動比率が22.8ポイント減少しております。自己資本構成比率及び固定資産比率が改善、固定資産対長期資本比率及び流動比率が悪化していると見ることはできるかと思えます。令和2年度で類似団体の指標と比較すると、全てで類似団体より良好な指標と言えます。詳細は、表及び記述を御覧ください。

17ページです。資金状況です。キャッシュフロー計算書、これが18ページに記載しております。キャッシュフローは、1事業年度における資金、現金預金なんですが、の流れを表示したものです。

1の業務活動によるキャッシュフローから、3の財務活動によるキャッシュフローまでを加減した結果、資金増加額2億1,324万4,598円が算出され、これに資金期首残高7億9,872万7,930円を加算した資金期末残高10億1,197万2,528円は、この資料の11ページの流動資産の現金預金と一致いたします。

19ページです。審査結果及び意見です。審査に付された計算書類は、関係法令に基づいて作成されており、実施した審査の範囲において、計数は正確で、会計事務はおおむね適正に処理されていたと認めます。

現状についてです。経営状況については、経営比率が前年度と比較して総支比率及び営業収支比率が減少しておりますが、全ての指標が100%以上であり、健全な経営状況にあると思われれます。

財政状況については、財務比率が前年度と比較して、固定資産対長期資本比率及び流動比率において、悪化していると見ることはできますが、固定資産対長期資本比率は100%以下であり、流動比率は理想とされる200%を超えているので、問題ないと思えます。なお、固定比率が100%を超えていますが、固定資産対長期資本比率が100%を下回っているため、長期的な資本の枠内の投資が行われていると見ることはできます。

水道料金の収納率については、前年度より上昇し、県内で高い順位を維持しております。有収率については、前年とほぼ同水準ですが、類似団体と比べ、依然低い状態です。

資金収支の状況を示すキャッシュフロー計算書です。これは、業務活動がプラス、投資活動及び財務活動がマイナスが健全なパターンとされておりますが、投資活動がプラスとなりました。これは、令和2年度に実施した災害復旧事業に係る国庫補助金が、令和3年4月28日に

振り込まれたため、令和3年度に計上したことによるものです。企業会計には出納整理期間がないため、制度上の問題ではないかと思えます。

ちなみに、国庫補助金が事業実施年度に収納されたと仮定すると、投資活動によるキャッシュフローは、令和2年、令和3年ともに健全とされるマイナスとなっております。

今後の対応についてです。今後、人口減少に連動し、給水収益の減少が予想される一方、有収率の向上の観点からも、老朽化した管路の更新は喫緊の課題と思われれます。令和元年東日本台風に係る災害復旧を優先させたことにより、1年実施を遅らせた水道管路更新計画に基づく施設更新に着手したところであり、施設更新により、本市の課題である有収率の向上が期待できることから、着実な推進を願うものです。

水道事業が、独立採算制の企業会計であることを踏まえ、引き続きコストを意識した経営に努めてください。また、給水人口の減少を踏まえ、施設の統廃合等の検討など合理化を進め、水道施設の維持管理に係る経費削減についても努力願います。

水道事業の安定的な運営に今、豊富な経験、知識や技術を有するスタッフが必要不可欠と思えます。技術や知識の継承が図れるよう、人材の継続的確保や育成の仕組みの構築をお願いします。

近年、自然災害の頻発など、新たな課題も出現しておりますが、引き続き市民の安全安心な水の確保に尽力されることをお願いし、私の全ての決算審査結果の報告を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明及び代表監査委員による決算審査結果の報告が終わりました。

お諮りいたします。質疑については、議会運営委員会の決定に基づく日程のとおり、9月12日に行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、令和3年度決算の質疑については、9月12日に行うことといたします。

○議長（渋井由放） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は明日午前10時に開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

〔午後 4時04分散会〕